

# 官報 号外 令和四年三月十七日

## ○第二百八回 衆議院会議録 第十二号

令和四年三月十七日(木曜日)

議事日程 第八号  
令和四年三月十七日

午後一時開議

- 第一 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第三 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第五 情報通信技術を利用する方法による国の一歳入等の納付に関する法律案(内閣提出)
- 第六 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第七 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 貿易保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 地構造特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十一 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十二 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 本日の会議に付した案件  
中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名  
日程第一 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

○議長(細田博之君) 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名を行います。

○山田賢司君 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。  
議長は、中央選挙管理会委員に

宮里 猛君 神本美恵子君 門山 泰明君  
及び 橋本 雅史君 西 博義君

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずるものであります。

○議長(細田博之君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

本案は、去る三月一日日本委員会に付託され、翌二日金子農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。質疑終局後、採決いた

日程第一 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第三 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第四 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第五 情報通信技術を利用する方法による国の一歳入等の納付に関する法律案(内閣提出)

日程第六 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第七 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 地構造特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)





○議長(細田博之君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第八、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長橋本岳君。

(本号末尾に掲載)

(橋本岳君登壇)

○橋本岳君 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本案は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、雇い止めによる離職者等に係る基本手当の給付日数の特例等を継続するほか、離職後に事業を開始した者に係る基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、公共職業安定所長が受講を指示する公共

第二に、雇用保険財政について、令和四年度の保険料率を激変緩和のために引き下げるとともに、雇用情勢や雇用保険財政に応じ、失業等給付に係る国庫負担を機動的に行える仕組みを導入することなどの措置を講ずること、

第三に、職業安定法について、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等により事業運営の適正化の推進を図ること、

第四に、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるよう、都道府県の区域ごとに関係者による協議会を組織する仕組みの創設等を行うこと等であります。

本案は、去る三月三日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。本委員会におきましては、翌四日後藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、九日から質疑に入り、十一日に立憲民主党・無所属・国民民主党・無所属クラブ及び有志の会の三会派より、雇用保険について、国庫負担割合を引き下げる改正を行わないこと、政令で定める基準に従い機動的な国庫の負担が確保されるようにすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

また、十五日には原案及び修正案について参考人から意見を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。質疑終局後、修正案について内閣の意見を聴取した後、原案及び修正案について討論、採決を行つた結果、修正案は賛成少數をもつて否決され、本案は賛成多數をもつて原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第九、貿易保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長古屋範子君。

(本号末尾に掲載)

○古屋範子君 登壇  
貿易保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易そとの対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保

険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る二月八日本委員会に付託され、翌九日萩生田経済産業大臣から趣旨の説明を聴取りました。昨十六日に質疑に入り、質疑終局後、討論、採決を行つた結果、本案は賛成多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第九、貿易保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長古屋範子君。

(本号末尾に掲載)

○古屋範子君 登壇  
議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の三案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

○議長の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)	○議長(細田博之君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

であります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に令和四年六月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、国

あります。そこで、本件は可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

関する制度として、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある重要な物資の安定供給確保を図るため、特定重要物資を指定し、事業者の取組を支援するとともに、安定供給確保が困難と認めるとときは政府が更なる対策を講ずる制度を創設することとしております。

第二に、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定の役務の安定的な提供を確保するため、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設することとしております。

第三に、特定重要技術の開発支援に関する制度として、先端的技術のうち、当該技術が外部に不

当に利用された場合等において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある技術の研究開発の促進と適切な活用のため、必要な情報の提供、資金の確保、調査研究等の措置を講ずる制度を創設することとしております。

第四に、特許出願の非公開に関する制度として、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の特許出願につき、出願公開等の手続を留保し、発明の開示や実施を制限することを可能にする制度を創設することとしております。

以上のおか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の趣旨でござります。

(拍手)

○議長(細田博之君) 提出者足立康史君。

[足立康史君登壇]

○足立康史君 日本維新の会の足立康史でござります。

私は、党を代表し、ただいま議題となりました

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

ウクライナ危機とそれに伴う国際経済秩序の混亂は、決して対岸の火事ではありません。また、東アジアにおける中国の軍事、経済面での急拡大を背景とした霸権主義的な動向は、我が国の安全保障上、喫緊かつ深刻な問題となっています。

一方、国際社会における米国のプレゼンスは低下しており、これまで我が国の安全保障上のよりどころであった日米同盟は、将来にわたつての絶対的な防衛力とは言い難い状況にあります。それは経済安全保障についても同様であり、世界各国がしのぎを削る国際経済社会において、我が国が、独立国として、自らの意思と努力により、国民の生命と財産を守る覚悟、決断、実行力があるのか、今まさに問われているものと考えています。

また、経済安全保障の確立のためには、民間事業者に一定の義務を課することもやむを得ないものであり、仮にその実効性を担保する措置が政治的な配慮によってねじ曲げられたといった事態があるとすれば、国民の生命と財産を守る覚悟、決断、実行力が足りないとのそしりを免れないものと指摘をしておきたいと存じます。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この法律案においては、経済安全保障を、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保と位置づけ、経済安全保障に関する諸施策を実効化することによる安全保障の確保の推進に関する法律案について、会派を代表して質問いたしました。(拍手)

的かつ総合的に推進するため、基本原則及び配慮事項を定めています。

そして、国は、基本原則のつどり、かつ、配慮事項に基づき、経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進する責務を有することを明記するとともに、事業者に対しても、国が実施する経済安全保障に関する諸施策に協力する努力義務を規定しています。

そのほか、国、事業者等の相互間の緊密な連携協力体制の整備、経済安全保障の調査研究等を支えるインテリジェンス体制の整備、経済安全保障の重要性に関する国民の理解の増進を規定しています。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしています。

以上が、この法律案の提案の趣旨及びその内容です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただき

ますようお願い申し上げます。(拍手)

障の確保の推進による安全保

及び経済安全保障に関する諸施策の実効的

経済施策を一體的に講することによる安全保

及び経済安全保障に関する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。工藤彰三君。

[工藤彰三君登壇]

○工藤彰三君 自由民主党の工藤彰三です。

ただいま議題となりました経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案について、会派を代表して質問いたしました。

たゞ冒頭に、昨夜の地震により被害に遭われた方に対し、お見舞い申し上げます。

政府におかれでは、既に対応を始めておりますが、被害に対し必要な対策を早急に行なうことを願います。

また、ロシア軍によるウクライナ侵攻で戦火の犠牲になられた皆様に対し、お見舞いを申し上げるとともに、哀悼の誠をささげます。そして、一刻も早く平和と安寧の日が戻るよう、心からお祈り申し上げます。

政府には、国際社会と結束して、ロシア政府に対する、国際秩序を搖るがす暴挙を即刻中止するよう強く働きかけることを求めます。

その上で、本題に入ります。

緊迫する国際情勢の中、経済、安全保障は安全保障という時代は終わりを迎え、我が国の経済安全保障の確保は待ったなしの状況となりました。

障推進法案が策定されるに至りました。この法律案は重要な第一歩です。

そこで、まず、経済安全保障推進法案の意義について、岸田内閣総理大臣の基本認識をお伺いいたします。

まず、サプライチェーン強靭化支援についてお尋ねいたします。

近年、世界各国は、国民の生存と繁栄の基盤を他国に依存するリスクに正面から向き合い、強靭なサプライチェーンを構築するため、競うようになります。

本法律案では、安全保障に関する経済施策として、四つの制度を創設します。

まず、サプライチェーン強靭化支援についてお尋ねいたします。

近年、世界各国は、国民の生存と繁栄の基盤を他国に依存するリスクに正面から向き合い、強靭なサプライチェーンを構築するため、競うようになります。

本法律案によつて、どのように重要な物資のサ

プライチェーンの強靭化を図り、戦略的自律性と

戦略的不可欠性の確保につなげていくのか、小林チエーンの強靭化、多元化に取り組む必要性を訴え続けてきました。

自民党は、これまで、サプライチェーン全体を俯瞰して我が国の脆弱性を特定した上で、我が国自身の努力によってそれを克服し、サプライ

チエーンの強靭化、多元化に取り組む必要性を訴え続けてきました。

本法律案によつて、どのように重要な物資のサ

プライチエーンの強靭化を図り、戦略的自律性と

戦略的不可欠性の確保につなげていくのか、小林チエーンの強靭化、多元化に取り組む必要性を訴え続けてきました。

次に、基幹インフラの安全性、信頼性の確保についてお尋ねいたします。

本法律案によつて、どのように重要な物資のサ

プライチエーンの強靭化を図り、戦略的自律性と

このため、基幹インフラの設備等の事前審査を行なうことが重要と考えますが、本法案においてこの制度を設けるに当たつての基本的な考え方について、小林大臣にお伺いします。

先端的な重要技術をめぐっては、既に各国間で将来の覇権獲得に向けた苛烈な競争が行われておきり、これに立ち遅れることになれば、将来の我が国の生存と繁栄に影響が及びかねません。主要国が国としての優位性を維持・確保するためには、巨額の投資を進める中、我が国として、技術的な優位性を高め、不可欠性につなげていく取組が不可欠であります。

先端的な重要技術の研究開発に我が国として取り組む決意とともに、この法案を通じていかに研究開発を進め、また人材の育成、確保を図っていくことについて、小林大臣にお伺いいたします。

一方で、最先端の技術の研究開発については、世界各国で熾烈な競争が行われている中で、我が国で研究の芽を摘むことなく、イノベーションを促進していくことも重要です。本法律案で設ける特許出願を非公開にする制度において安全保障といノベーション促進の両立をどのように図っていくのか、小林大臣にお伺いします。

も充実させ、安定した雇用を創出し、豊かに暮らせる世界一の長寿大国。世界各国から、一度は訪ねてみたい、働いてみたい、暮らしてみたい日本。過去には、ジャパン・アズ・ナンバーワンと宣言された時代がありました。もう一度挑戦して、新たな時代をつくり出したいと考えています。

今やるべき課題は山積しています、震災からの復興、国土強靭化、長く続くコロナ禍からの早期復活。大変な我慢に耐えていた子供たち、右者の皆さんに希望の持てる国家を渡す責任と義務があります。そして、混迷する世界を再度牽引できるだけの経済を取り戻さなければなりません。

そのための重要な経済安保法案だと確信しております。議場の皆様方でしっかりと議論と質疑をしていただきまして、一刻も早い成立を祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

（内閣総理大臣岸田文雄君） 工藤彰三議員の御質問にお答えいたします。

経済安全保障推進法案の意義についてお尋ねがおりました。

経済安全保障の取組を進めるに当たっては、民間の自由な経済活動を阻害しない形で、経済構造の自律性の向上、日本の技術優位性ひいては個人性の確保を目指すとともに、こうした分野に民間投資を呼び込むことが重要です。

本法律案は、こうした考え方の下、国民生活や経済活動への影響が大きい物資のサプライチェーンの強靭化への支援、通信や電力など基幹インフラの安全性や信頼性の確保、AI、量子といった

方野の官民の研究開発、安全保障上機微な発明の特許非公開制度、この四つの取組により、経済安

全保障を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものです。

本法律案により、経済安全保障の一層の確保を図つてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

全保障を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものです。

本法律案により、経済安全保障の一層の確保を図つてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(國務大臣小林鷹之君登壇)

○國務大臣(小林鷹之君) 工藤議員からの御質問にお答えいたします。

まず、サプライチェーン強靭化についてお尋ねがありました。

近年、世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中、経済構造の自律性の向上、我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保に向けての取組を推進していく必要があると認識しております。

こうした認識の下、今回の法案は、国民の生存や国民生活、経済活動にとって重要なにもかかわらず、その供給を外部に依存している、又は依存するおそれがあり、安定供給確保を図ることが特に必要な物資について、平時からサプライチェーンの強靭化を図るものであります。

具体的には、物資の特性に応じた生産基盤の整備や代替物資の開発など、民間事業者の多様な取組に対し、必要な助成や金融支援の措置等を講じることで、当該物資のサプライチェーン強靭化を図ることとしております。

次に、基幹インフラの安全性、信頼性の確保についてお尋ねがありました。

国民生活や経済活動の基盤となる基幹インフラの安全性、信頼性の確保は、我が国の安全保障上の重要な課題です。

一方で、世界各国において、基幹インフラ事業

がサイバー攻撃の対象となる事案が増加しており、また、ＩＣＴ機器の高度化やサプライチェーンの複雑化などにより、サプライチェーンの過程で基幹インフラ事業者が使用する設備に不正機能が埋め込まれる可能性があるなど、基幹インフラ事業者が利用する設備を取り巻くリスクが高まっています。

こうした現状を踏まえ、基幹インフラの安定的な提供を確保するため、基幹インフラ事業者による重要な設備の導入等について、その設備が外部からの妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいか否かを事前に審査するなどの制度を設けることとしています。

本制度については、我が国の安全保障と事業者の経済活動の自由の両立を図ることが重要であるとの考えに基づき、事業者の経済活動を過度に制約しないためにも、規制対象となる事業、事業者、設備は、国家及び国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定することとしています。

次に、先端的な重要技術の研究開発の促進等についてお尋ねがありました。

近年、科学技術、イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、先端的な重要技術の研究開発の促進等は、我が国の国民生活や経済活動にとって重要なのみならず、中長期的に我が国が国際社会で確固たる地位を確保し続ける上で不可欠です。

本法案は、若手の研究者、技術者を中心とした人材の養成と資質の向上の観点も踏まえ、諸外国に伍する形で研究開発を進めるべく、国による資金支援、官民協力体制の構築、先端的な重要技術に係る情報収集等に関する制度を整備するもので

令和四年三月十七日 衆議院会議録第十二号



時間とコスト、人員を必要とします。本当に企業にそんな負担を求めることが可能であると考えているのでしょうか。場合によっては、調査対象を絞り込むことで実効性を上げることもあり得るのでしょうか。伺います。

また、サプライチェーンに関する情報は、企業の競争力を左右するものであり、外部には決して公開しない企業秘密に属します。もちろん、財政支援につながりますので、それなりの対応は期待できますが、実際上、政府は、民間企業はどこまで求めに応じていただけると考えているのでしょうか。御説明ください。

さらに、幾ら所管官庁が守秘義務を負うとはいつても、国家間競争の様相を呈している中、例えれば、中国の企業が素直にそうした情報をストレートに我が国に出すと考えているのか、政府にお伺いしたいと思います。

財政支援によるサプライチェーンの再構築について伺います。

これは、政府が特定重要物資を指定すると、関係する民間企業は、国の取組方針に沿った取組計画を作成し、最終的には財政支援を受けることになります。しかし、財政支援を通じた自国産業の保護が行き過ぎれば、企業の新陳代謝を阻む可能性があります。

いずれにせよ、戦略的自律政策は、短期的には国際分業の利益を失い、日本経済の弱体化につながります。また、国内生産強化は、各国の政府による補助金競争になることは目に見えています。この誰もが指摘している問題に政府はどのようにお答えいただけのか、お伺いをいたします。

さきの国会で、半導体については、政府は既に先端半導体工場の新增設を支援する改正法を成立させ、台湾のTSMCに四千億円の補助金を出

し、熊本県内に汎用型の半導体工場を誘致しました。

これで安定調達が実現するのであれば、経済安全保障推進法案がなくても、政府の政策判断で戦略的自律ができるということではないのでしょうか。

か。そうなると、半導体を改めて特定重要物資に指定する意味はどうにあるのか。四千億円も使って、国会を通してますから。国民の皆様に分かれやすく御説明ください。

次に、特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定についてです。

民間の取組だけでは不十分な場合、国自らが対策に乗り出ることが第四十四条に規定をされています。こうした措置は、経済原理と相反するもので、極めて緊急性の高い場合のみ発動が許されるものでなければなりません。

第八項には、供給不足による価格高騰時の在庫放出を挙げていますが、買占めの禁止、上限価格の設定、生産の委託、生産命令等も含まれるのか、このことについてお伺いします。

また、供給不足による価格高騰時以外にどのようないうな緊急時を想定しているのか、お答えください。

基幹インフラの安全性、信頼性確保について伺います。

事前審査制度についてです。

政府は、基幹インフラの安全強化のため、対象事業者が設備を導入する際、また、その設備の維持管理等を委託する場合にも、事前審査を行うとしています。

しかし、その目的がサイバーセキュリティであることがなぜ法文に明記されていないのでしょうか。お伺いいたします。

また、経済への過剰介入を避けるため、対象事

業者を大手企業に絞り込むことになつていますが、対象分野の全ての大企業でなく、厳に最小限の企業に絞り込むということは考えていないのか、教えてください。その際、事業者の意見はどう

ように聞いてもらえるのかについても、併せてお答えをお願いいたします。

先日、トヨタの取引先の部品メーカーがサイバー攻撃を受け、国内のトヨタ全十四工場が稼働停止に追い込まれるという事件が発生をいたしました。政府は、こうした事態を回避するためどのような方策を考えているのか、御説明ください。

また、基幹インフラのドローンによる維持管理体制を提供する業者のシステムは自社製でも、ドローンは中国製ということがよく言われていましたけれども、これが圧倒的に多いとされますので、その場合はどのような措置が取られるのか、お伺いをいたします。

勧告、命令についてもお伺いをいたします。勧告で、リスク低減策を示すことは当然としても、設備の導入自体を変更、中止することは、余りにも事業者負担が大きいので、可能な限り回避すべきと考えますが、政府の方針を伺います。

次に、官民協力による先端的重要な技術の育成、支援について伺います。

まず、既存プロジェクトとの調整についてです。経済安保の対象になることが予定されている宇宙、海洋、量子、AI、バイオなどでは、既存の振興策に従つたプロジェクトが既に進行中であると考えます。また、そうしたプロジェクトには海外の企業や研究者が参加をしていることも珍しくないと思います。

仮にそうしたプロジェクトが特定重要技術に指定された場合、これまで参加してきた海外からの

企業や研究者の扱いはどのように変わるのでしょうか。国籍だけで排除することはできないと考えますが、参加基準はどのようなものになるのか、お示しください。

次に、情報の流出についてです。

協議会の構成員あるいはシンクタンクの関係者に求める守秘義務の対象は機微な情報とされますが、その定義をあらかじめ明確にしておくことは、民間の協力も得られやすいと考えます。ついては、その定義をお示しください。

セキュリティーランス制度についてで

す。

安全保障に関わる先端技術の取り扱いについては、国際共同研究を円滑に推進し、我が国の技術的優位性を確保、維持する観点からも、いわゆるセキュリティーランス制度が重要であるとされています。政府は、今後、民間人もカバーをするセキュリティーランス制度の整備をどう

のように考へているのか、お伺いをいたします。

特許の非公開制度について伺います。

まず、制度導入についてです。

特許制度による発明情報の公開が安全保障に深刻な影響を与えるということで特許の非公開制度が導入されているわけですが、他方で、論文等による研究成果の公表は自由であり、こうした形態による公表については、自律的な研究倫理、そして契約等に委ねることが大前提といふことによろしいのか、お伺いします。

また、場合によつては、特許の非公開制度が実質無意味になることもあります。また、政府による罰則等の規制があるのかどうかもお答えください。

次に、機微技術の判断についてです。

公になれば我が国家国民の安全を損なう事態を

生じるおそれが大きい発明、つまり機微技術であるか否かの判断基準では、どういうものが蓋然性が高いかを予見可能な形で具体的に示すことが重要と考えます。ですから、こうした制度の根幹に関わる事柄が政令に委ねられているのはおかしいとは思いませんでしょうか。

政令には、核兵器の開発につながる技術及び武器のみに用いられるシングルユース技術が明記されているでしようか。伺います。

また、非公開の対象となる発明の選定は、発明の機微性だけでなく、経済活動やイノベーションにどのような影響を及ぼすかも考慮して判断するとされています。しかし、こうした二重基準では国の大義が広過ぎると考えています。ここについての政府の見解をお伺いします。

最後、補償についてです。

非公開となつた発明については、本来得られるはずだつた特許料收入を企業に補償するとされていました。しかし、外国において同じ内容の発明が特許を取得して莫大な利益を上げた場合の損失補償額は国費で本当に払える額ではないというふうに思います。このことについてどのように処理するおつもりなのか、お答えください。

本法案は、経済安全保障という新しい用語で、世界経済が直面をする新たなリスクに対処する必要性を示しながら、想定しているリスクについては実はほとんど語られておらず、ただ、行政が持つことになる新たな権限を示すだけになつていなければ、権限が経済にどのような影響を与えるかを判断する肝腎な事柄は閣議決定や政令に委任されています。これでは問題点を具体的に指摘することができません。

しかし、元々、我々野党の追及を逃るために仕者として高い倫理観と使命感を持ち職務の遂行

に当たるよう、関係部局をしつかりと指導してまいります。

経済安全保障の考え方と本法律案の運用についてお尋ねがありました。絶えず変化する国際情勢や厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、経済構造の自律性の確保、我が国の優位性、不可欠性の獲得、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持強化を目標として、そのための経済施策を総合的、効果的に推進していくことが経済安全保障の中心にある考え方です。

今般の法案は、こうした経済安全保障という多岐にわたる新しい課題への取組のうち、法制上の手當てが必要な喫緊の課題に対応すべく、所要の制度整備を行うものであります。

その上で、本法案に基づいて施策を実施する場合には、費用対効果を常に念頭に置いてまいります。

特定重要な物資の指定及びサプライチェーン調査についてお尋ねがありました。

特定重要な物資の指定については、物資の重要な性、海外への依存度、供給途経時に国家及び国民の安全を損なうか等といった要件により、真に必要な物資に絞り込むこととしています。また、今後、指定の具体的な考え方を基本指針にて示し、予見性の確保を図ることとしております。

サプライチェーン調査については、企業負担の増加や、企業が求めに応じるかといった点を踏まえ、事業者に本調査の重要性や趣旨、目的を丁寧に説明することで、調査の実効性を確保してまいります。

サプライチェーンに関してお尋ねがありません。

このような事案が生じたことは大変遺憾であります。私としても、国家公務員一人一人が全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ち職務の遂行

のため、本法案では、重要な物資の国内生産盤の整備だけでなく、供給源の多様化、備蓄、代替物資の開発など、民間事業者による多様な取組について、物資の特性に応じて支援することとしております。

専ら国内生産を支援するものではなく、本法案は、御指摘があつた各國政府による補助金競争をもたらすとは考えておりません。

特定重要な物資の指定は法定する手続にて行うため、現時点で半導体をその対象とするかどうかは決定しておりません。仮に半導体やその他の重要物資を指定すれば、本法案に基づき、補助金以外にも金融支援等の措置を行うことが可能となります。

本法案では、民間事業者の取組だけでは重要な物資の安定供給が確保されない場合には、国自らが備蓄等の対策を講ずることとしています。国が備蓄した国民の生存に必要不可欠な物資は、その供給不足によって価格が騰貴する場合において、騰貴前の価格で市場に放出することを想定しています。

なお、本法案では、御指摘のあつた買占めの禁止、上限価格の設定、あるいは生産命令等の施策は想定しておりません。

基幹インフラの安全性、信頼性確保についてお尋ねがありました。

まず、本制度の目的は、基幹インフラの役務の安定的な供給を確保することであり、このため、外部からの妨害行為の防止を図るものですが、妨害行為はサイバー攻撃に限定されるものではありません。

も含め、広く意見募集を行う予定です。

サイバー攻撃に対する方策については、サブランチエーンを通じて影響が生じた今の事案も踏まえ、引き続き、関係省庁が緊密に連携しながら、産業界のサイバーセキュリティ確保に努めてまいります。

本制度の対象設備は、その機能が損なわれた場合に基幹インフラ役務の安定的な提供に大きな影響を及ぼすものを定めることとしており、その対象範囲については、今後、産業界ともよく調整してまいります。

勧告を行うに当たっては、あらかじめ基本指針で勧告等の考え方を定めておくとともに、妨害行為の防止に向けた情報提供を政府から行うなど、日頃より事業者と緊密に連携することで、事業者の予見可能性を確保し、自主的な取組を促してまいります。

本法案の協議会の枠組みは、所管大臣が研究開発プロジェクトを進める上で必要と認める研究者等を本人の同意を得て構成員とすることとしており、外国人であることをもつて参画を拒否することはありません。

また、協議会で守秘義務の対象となる機微な情報とは、国家公務員法の守秘義務の対象と同様に、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと解されます。

なお、セキュリティクリアランスの整備に係る御指摘ですが、これについては、国際共同研究等においてクリアランスが求められる具体的な事例の検証や、クリアランス制度への国民の理解の醸成の度合いなどをまずは踏まえるべき性質のものであると考えております。

イチエーンを通じて影響が生じた今の事案も踏まえ、引き続き、関係省庁が緊密に連携しながら、産業界のサイバーセキュリティ確保に努めてまいります。

がございました。

本制度は、安全保障上機微な発明が特許出願されの場合に、その開示等を制限するものであり、二度の緊急提言を通じて、日本政府に対して、民主主義陣営と固く結束しつつ、終始一貫した行動と、状況による研究成果の公表を妨げるものではありません。

本制度の対象となる技術分野については、先端技術が日進月歩で変わるものであることも踏まえ、政令により定めることとしており、予見可能な形で具体的に定めてまいります。

また、イノベーションの促進との両立を図るために、本制度では、技術の機微性のみならず、産業の発達に及ぼす影響を考慮し、保全の対象となる發明を十分に絞り込むこととしております。そうした観点から、補償に関しても、民生で広く活用され得る發明を保全の対象とすることは、そもそも慎重な検討が必要であると考えております。

(拍手)

ウクライナの危機は、我が国の安全保障について、二つの現実を私たちに教えています。

一つは、戦後の世界の平和を担ってきた国連安保理を中心とする国際秩序は機能不全に陥っています。こうした中、我が国は、周回遡り、現在の国際情勢下においても、大国による核兵器による威嚇や侵略のリスクが現実に存在することです。

もう一つは、核保有国がしかける戦争に対してアメリカは及び腰であり、これまで我が国の安全保障上の唯一のよりどころであった日米同盟は、将来にわたっての絶対的な抑止力、防衛力とは言い難い状況にあることです。

今こそ、独立国として、自らの意思と努力により、国民の生命と財産を守る覚悟、決断力、そして実行力が政府に求められています。そのためには、従来の枠組みにとらわれない、安全保障の抜本的な強化が必要不可欠です。我が党は、今国会での経済安全保障法制への取組は、その重要な一步になると確信しています。

総理に伺います。

緊迫化する昨今の国際情勢を踏まえた安全保障についての認識、及び、その一環として本法案の成立に取り組む決意をお聞かせください。

次に、我が国の経済安全保障の現状に対する政府の基本認識についてお尋ねします。

ロシアは、ウクライナ侵攻に当たり、いわゆる

ハイブリッド戦とは、二〇一四年のクリミア危機によって世界に広まった新たな戦争の概念であり、戦争行為を、軍事だけでなく、経済制裁のよどころともなる貿易、金融、資源、経済援助といった経済分野に加え、外交、サイバー、情報といった非軍事、超軍事領域まで拡大して捉える考え方です。

安全保障の幅野の拡大を受けて、各国は、経済安全保障に関する法制度や体制を急速に進めています。こうした中、我が国は、周回遡りの状況にあり、各国並みの体制を早急に構築する必要があります。

しかししながら、今回の法案に含まれる経済安全保障の分野は、原料、物資のサプライチェーン、基幹インフラの確保、官民の技術協力及び特許の非公開という四つの施策のみであり、最低限の防衛と言える程度にとどまっています。

本法案において整備される我が国の経済安全保障体制は、日々刻々と変化する現在の国際環境に適切に対応できるものになつているとお考えでしょうか。基本法の制定で終わらせず、今後の拡充、フォローアップ、点検、アップデーターなど、随時の見直しと拡充が必要だと考えますが、総理の見解をお聞かせください。

次に、経済安全保障の定義についてお尋ねします。

今回のロシアの暴挙に対し、NATO、そしてG7を中心とした国際社会は、国際ガスパイプライン計画の撤回、ロシアの金融機関の国際銀行間通信協会、SWIFTからの排除、武器供与を含む軍事的後方支援など、自國にも影響が大きく、

国内でも賛否の分かれる政治決断をトップダウンで矢継ぎ早に打ち出していました。

こうした欧米の政治リーダーの行動は、今この世界がこのまま続くことを前提にしているよう

には見えません。これが新たな国際秩序が形成さ

れる歴史の転換点である、そういった大局観と覚悟を持ち、次の時代の世界をつくり上げ、その中

での自国の安全と繁栄を目指しています。我が國

も同様に、次の世界の構想を描き、そこから振り返って、今なすべきことを考え、迅速かつ大胆に行動することが求められています。

我が党は、政府に対する緊急提言において、その構想として、あらゆる国が世界経済のつながりを保ちつつも、安全保障上重要な技術、インフラ、物資等については、ロシアや中国など懸念される国・地域からは戦略的に切り離されている緩やかなブロック経済というビジョンを示しています。そして、そのような新しい世界経済システムの構築に当たり、何をどのようにつなげ、切り離すかについて、安全保障と経済成長の両方の観点で国家が戦略的に考えることを経済安全保障と定義しています。

総理に伺います。

今回の政府の法案は、四つの個別の施策が並んでいるだけで、そもそも経済安全保障とは何かといふ定義が欠落しています。本来であれば、まず定義があり、その中で今回の四つの施策がどのような意味を持つのかについて法案の中で説明されるべきと考えます。

定義を定めずに法案を提出した政府の責任において、現在、総理の考える経済安全保障の定義、そしてその背景にあるビジョンについて、この場でお示しください。

また、食料安全保障については、経済安全保障

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案外一案の趣旨説明に対する青柳仁士君の質疑

一二

の重要な要素の一つと考えます。有事に備えた食料自給率の向上や国内需要の維持等についてでは、経済安全保障の文脈の中でどのようにお考えで

しょうか。

次に、経済安全保障を実現するための政府のイニテリジエンスについてお尋ねします。

本法案に基づき、経済安全保障に関する施策を進める上では、安全保障上重要性が高いと認定さ

れた原料、物資、技術及び産業等は、特別な措置により保護を受けることになります。この際、何を重要性が高いと認定し特別扱いするかについて

は、高度な分析に基づく合理的な選定が行われなければなりません。

一方、昨今の経済安全保障上の最重要物資の一

つである半導体について、我が国は、一九九〇年頃には世界一のシェアと技術を持っていました

が、現在は高性能半導体の自給率はゼロです。昨

年末の臨時国会で総理は様々な反省の弁を述べて

おられましたが、将来的に経済安全保障上重要な位置づけになるものをこれまで見抜くことができなかつた今の政府に、今後それができるとは到底思えません。

総理に伺います。

今回の政府の法案は、経済安全保障を実効性のあるものにしていくべき

めには、適切な対象を見分ける組織的なインテリ

ジェンスが不可欠と考えますが、これはどのように担保するのですか。今の政府の体制でできるとお考えですか。

次に、経済安全保障の対象を選ぶ際に起こり得る恣意的な決定のリスクについてお尋ねします。

本法案の中では、経済安全保障の対象物、すな

わち、戦略的重要性の高い技術、産業、原料、物

資の多くは特定されていません。主に、決め方に

関するルールを決めていると理解しています。

実際の意思決定を行う際、安全保障を名目にすると、決定プロセスが不透明化することが懸念されます。安全保障の名の下での既得権への資金導入、市場原理では淘汰されるはずの企業や産業への過剰な保護、費用対効果を度外視した施策の実行などが起こります。これらは、精緻に法律を作り込んだとしても、運用の際に起こるリスクが払拭できません。

総理に伺います。

本法案に基づき、経済安全保障の対象となる原

料、物資、技術及び産業等を決める際には、対外的非公開であつても恣意的な判断は絶対に起こさせないということについて、政策の最終決定責任者である総理から、この場で明確にお約束いただけないでしょうか。

最後に、罰則の適用についてお尋ねします。

我が党は、一月二十七日の大臣提言及びその後の国会質疑を通して、経済安全保障の対象となる

技術、製品、サプライチェーン等は、経済成長や民間企業によるイノベーション創出への影響を最小限とするため、戦略的かつ限定的に選定されるべきとする一方、一たび選定されたものについて

は、経済安全保障上の実効性を高めるべく、刑事罰を含む厳しい罰則を適用することを提言してま

いました。

本法案では、施策に様々な罰則が適用されてお

ります。しかし、最も肝腎なサプライチェーンに

関する事業者等の報告、資料提出義務について

は、罰則が除外されています。これについては、

該当する部分に記載があつたと思われますが、公

明党の要望により、与党内の協議を経て、罰則が削除されたとの報道がありました。

総理に伺います。

本法案は、これまで指摘してきた政府の法案の

内容を補完し、あるいはその枠組みを柔軟に捉えることにより、経済安全保障のあるべき姿を描いていると理解しています。

本法案では、経済成長に十分配慮しつつ、経済安全保障上重要な利益を確保すること、新たな国

際経済秩序の形成の促進の観点など、三つの事項

を基本原則として位置づけ、さらには、配慮事項として、実施能力の確保と罰則その他必要な措置

を講ずることを規定することにより、実効的かつ

総合的な施策の推進を可能にしています。

サプライチェーンに関する事業者等の報告、資料提出義務に関し、罰則を適用せず、努力義務としたのはなぜでしょうか。

これは、実際に経済安全保障上問題のある行動を行っている事業者が、本法案に基づき政府から調達先などの情報提供を求められた際、断つても罰則が適用されないということを意味しています。

官報 (号外)

そこで、法案提出者である足立康史議員に伺います。

本法案の提出に至った現状の認識及び政府案との違いについてお考えをお聞かせください。

一方で、経済安全保障とは、経済学的な観点で見れば、市場が解決できない問題への政府による介入を意味し、効率や自由競争をゆがめる可能性のある施策という側面もあります。政府が企業活動に過度に干渉するようになれば、経済全体としては大きなコストと非効率を招くことになります。

本法案において経済成長とのバランスを図りつつ経済安全保障を実現するための方策について、お考えをお聞かせください。

以上、最後に、私たちの子供たち、孫たちの世代まで安心して暮らせる日本をつくるために、政府案と維新案のどちらが真に我が国の安全保障に資するのか、政府・与党・真っ向から議論し、国民の皆様につまびらかにしていくことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 青柳仁士議員の御質問にお答えいたします。

現下の国際情勢を踏まえた安全保障の認識などについてお尋ねがありました。

今回のロシアの暴挙は、ヨーロッパのみならず、世界の秩序、平和に対する挑戦であり、我々は、今回の暴挙を我が事として捉え、対応していくしかなれません。

ロシアによるウクライナ侵略も踏まえながら、あくまで現実的に検討した上で、国民の生命と財産を断固として守り抜くため、国家安全保障戦略等三文書を改定し、日本自身の防衛力を抜本的に強化してまいります。また、日米同盟の抑止力、経済安全保障も、国民の命と暮らしを守るためにも、一層強化してまいります。

経済安全保障の自律性の向上、技術の優位性ひいては不可欠性の確保を進めてまいります。政府として、経済安全保障を総合的かつ効果的に推進するため、本法案の成立に向け、全力で取り組んでまいります。

現在の国際環境における経済安全保障推進法案の位置づけ、さらに、その見直しと拡充についてお尋ねがありました。

今回の経済安全保障推進法案は、経済安全保障という多岐にわたる新しい課題への取組のうち、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応しようとするとするものであり、政府としては、法案の成立に全力を挙げてまいります。

変化のスピードが速い国内外の情勢によって、講じるべき経済安全保障上の措置も変わり得ることから、今後も、幅広く、不斷に点検、見直しを検討し、必要な取組を進めてまいります。

経済安全保障の定義についてお尋ねがありました。

絶えず変化する国際情勢や厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、経済構造の自律性の確保、我が国の優位性、不可欠性の獲得、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持強化を目標として、それがための経済施策を総合的、効果的に推進していくことが経済安全保障の中心にある考え方です。

今般の法案は、こうした経済安全保障という多岐にわたる新しい課題への取組のうち、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応すべく、所要の制度整備を行うものであります。

食料安全保障についてお尋ねがありました。

人間の生命の維持に欠くことができず、健康で充実した生活の基盤である食料を、平時には豊かな食を提供するとともに、不測時であっても国民生活の安定などに著しい支障が生じないよう確保していくことは、経済安全保障の観点からも重要なことです。

経済安全保障を確立していくためには、国内で生産できるものはできる限り国内で生産していくことが必要です。

このため、農林水産業の成長のための投資と改革を更に進め、担い手の確保、農地の集約化、デジタル技術の実装など、生産基盤を強化することで、成長する海外市場を取り込むための輸出促進体制の整備を含め、多様化する国内外の需要に対応した農業構造への転換を実現することにより、国際情勢の変化や国際競争、そして災害にも負けない足腰の強い農林水産業を構築し、食料自給率の向上を図ってまいります。

経済安全保障の実効性を担保するには、御指摘のとおり、情報収集、分析等に基づき、経済安全保障の観点から重要な原材料や物資、技術、産業などを認識、把握することが重要です。

そのため、体制の確保は喫緊の課題であるとの認識の下、令和四年度予算では、経済安全保障に係る政策分野の人員強化として約二百五十人の定員増を計上したほか、経済インテリジェンスに係る人員についても約百三十人の定員増を計上させていただいております。

法案における対象物資等の決定プロセスについてお尋ねがありました。

法案においては、措置の対象となる物資、事

業、技術分野等は政令などの下位法令で定める仕組みとしています。その要件は法律上可能な限り明確化しています。

その上で、対象物資等は、有識者の意見を聞いて制度ごとに策定する基本指針において考え方を明らかにした上で定めることとしており、恣意的な判断が可能な構造とはなっておらず、恣意的な判断が行われることはできません。

サプライチェーンの調査についてお尋ねがありました。

サプライチェーンの調査については、本法の規制や支援スキームの枠組みに入っていない業者も対象とするため、調査を拒否した場合の罰則は置かれず、事業者からの回答を担保できるよう、努力義務規定を措置することとしております。

これは、国内法体系における同様の他の法令の規定ぶりをも踏まえたものです。

事業者や関係団体等に本調査の重要性や趣旨、目的を丁寧に説明することで、調査の実効性を確保しております。(拍手)

(足立康史君登壇)

○足立康史君 日本維新の会提出の法案に関する二問質問をいただきました。

まず、本法律案の提出に至った現状の認識及び政府案との違いについてお答えします。

本法律案は、国際情勢の急激な変化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するために、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、さらには、新たな国際経済秩序の形成が促進されることとなるようになります。

政府案では現状の国際情勢を複雑化と表現していますが、私たちは、ウクライナをめぐる状況を

含め、国際情勢が急激に変化しているという強い認識の下、国が経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進することを責務として位置づけています。

そして、経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進するために、三つの基本原則、配慮事項を明らかにし、事業者に経済安全保障に関する諸施策に協力するよう努力義務を課すとともに、国、事業者等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならないことを定めています。

さらには、経済安全保障に関する諸施策についての調査研究、情報の収集等を行う専門機関等の整備を行わなければならないこととし、これにより、インテリジェンス体制の強化を図ることとしております。

このように、本法律案は、経済安全保障に関する諸施策について、政府案における経済安全保障の枠組みを超えて、経済安全保障のあるべき姿を提示するものであると考えています。

次に、経済成長とのバランスを図りつつ経済安全保障を実現するための方策についてお答えします。

本法律案では、基本原則の第一の事項として、我が国経済の成長に十分配慮しつつ規定し、経済安全保障に関する諸施策と経済成長との両立を強く求めています。

その上で、配慮事項として、経済安全保障に関する諸施策の対象となる利益の選定に当たっては、客観的な指標に基づく厳正な評価を行い、選定過程の公平性を確保すること及び客観的な費用効果分析を行い、その結果を考慮することと規定しています。

このように、経済安全保障に関する諸施策にお

いて、政府による企業活動への過度の干渉を防止し、経済成長への負担を可能な限り減らすことが可能になると考えています。

なお、以上申し上げた私の答弁は政府案に対する野党の懸念や疑問点への答えにもなっているものと自負しています。

本日を皮切りとする法案審議にあつては、国

安全と国民の生命と財産を守るため、単なる行政監視にとどまらず、与野党を超えた積極的な討議が行われるべきであります。本法案の審議を通じてそうした新しい国会が実現することへの大きな期待を申し上げ、私の答弁といたします。

（議長退席、副議長着席）

○副議長（海江田万里君） 伊佐進一君。

（伊佐進一君登壇）  
○伊佐進一君 公明党の伊佐進一です。

ただいま議題となりました経済安全保障法案について、公明党を代表し、質問いたします。（拍手）

まず冒頭、昨夜の地震で被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

また、ウクライナでの戦渦に巻き込まれ命をなくされた全ての方々に心より哀悼の意を表します。

ロシアのウクライナ侵略は、断じて許されるも

のではありません。関係諸国と一致結束して対応

することにより、力による一方的な現状変更はい

つかなる場合でも国際社会において許されるも

のではないことを歴史に刻んでいく必要がありま

す。

ロシアのウクライナ侵略は、冷戦後の国際秩序

が崩壊し、大きく変化しつつある時代の一つの証左だと認識しています。核を保有する大国が、その使用をちらつかせながら戦争を行い、NATOという巨大な軍事機構すら座視せざるを得ない。また、我が国周辺においても、経済成長とともに人権や民主主義の秩序に組み入れられていくことが期待された大国が独自の秩序形成を目指しているよう見受けられます。まさしく、戦後の国際秩序が変わりつつあります。

こうした時代にあって、我が国は、今後、どのような国際秩序を描き、具体的に行動していくのか。今回の経済安全保障法案は、その一つの側面での政府の回答であると認識していますが、日本として目指すべき国際秩序を総理はどう考えておられるのか、伺います。

足下では、原油の高騰のみならず、小麦やトウモロコシなどの穀物も価格高騰が始まっています。また、経済制裁による金融市場への影響を含め、我が国においても、国民生活への影響は避けられない状況となっていました。

コロナ禍でただでさえ疲弊している国民生活や日本経済を下支えするためには、今後、一層のまとまった経済対策が必要になってくるのではないかと想えます。総理のお考えを伺います。

それで、法案に対する質疑に入ります。

各国の経済依存関係が深まる中、国益を追求する新たな手段として、経済的な影響力を利用する動きが見られるようになりました。

そんな中、経済安全保障を国家安全保障の重要な側面と捉え、様々な施策を講じていく必要性は十分に理解できます。

一方で、自由で開かれた経済活動、海外との技術交流や研究協力などから我が国が恩恵を受けてきたのも事実です。経済や技術を守るために自律

性を確保する施策、同時に、自由な経済連携を推進する施策の両方を戦略的に推し進めていくことが重要です。米中両国においては、これだけ経済安全保障の分野でしのぎを削りながらも、この間、米中貿易総額は増加を続けて過去最大となつてゐる事実を冷静に理解する必要があります。こうしたバランスの取れた、ある意味したたかな戦略が重要だと思いますが、総理の御見解を伺います。

本法案においては、重要物資のサプライチェーンの強靭化、基幹インフラの安全性、信頼性の確保、官民技術協力の推進、特許出願の非公開化という四つの施策が柱となっており、その横断的な事項は、基本方針として閣議により定めることとしています。

それぞれの規制については、事業者への負担など経済活動に与える影響を考慮しつつ、安全保障を確保する上で合理的に必要と認められる限度のものとするべきだと我が党から政府に対して求めています。

結果、総則に新たな条文が追加されることになりましたが、この条文の意義を改めて確認するともに、こうした事項は閣議決定される基本方針において明示されるべきと考えますが、総理の考えを伺います。

重要物資のサプライチェーンの確保について伺います。

このコロナ禍、あるいは米中の貿易摩擦の余波を受け、グローバルなサプライチェーンのリスクが顕在化しました。半導体や部品の途絶による自動車の減産、手術で使用される抗菌剤の不足など、これまで見えなかつたりスクが顕在化いたしました。

本法案では、国が戦略的に重要な物資を指定

し、供給確保のための支援措置を行うこととしており、重要な取組として評価できます。一方で、食料や燃料を含め、その指定を国民生活や経済に必要な全ての物資にまで拡大することはできませんでした。

特定重要物資の指定はどのような基準でなされるのか、伺います。

また、物資を指定する判断に当たり、主務大臣は関係する事業者に対して原材料などについての報告を求めることができるとしています。一方で、事業者にとってみれば、独自の営業努力による企業秘密などであれば、必ずしも積極的な情報提供を望まない場合もあります。また、その対象は、中小零細企業を含めて、あまねく全ての事業者が対象となり得ます。

当初、政府作成の条文では、事業者のこの報告義務に対して罰則が設けられておりました。公明党からは、基幹インフラに関する規定ならともかく、サプライチェーンの調査に対する事業者の報告については、政府は安易に罰則規定に頼るのでなく、あくまで努力義務とすべきものだと主張しました。

政府提出法案でどのような規定となつたのか、また、政府の考え方について伺います。

基幹インフラの安定的な提供について伺いま

踏まえた上で、真に必要な設備への規制とする必要があります。

政府の定める基本指針においてはこうしたこと

を明記すべきと考えますが、見解を求めます。

特許出願の非公開化について伺います。

特許とは、本来、発明者に一定期間独占的な権利を与えることで発明を保護し、同時に、その発明を公開することで新しい技術の進歩、産業の発展を目指す制度です。

本法案においては、公開することで国家国民の安全が損なわれるような場合には、特許制度に例外を設け、非公開とする制度を導入します。

しかし、最近の技術動向を見れば、軍事のみに

しか使用されないシングルユース技術と、民生で

も同時に使用されるデュアルユース技術の区別

ははつきりしていません。どういった技術が非公

開とされるべき機微技術かの判断は決して簡単で

はありません。きらりと光る中小企業の技術開発

も、実用化間近という段階で特許非公開の対象になつてしまふのではないかとの不安の声もいただ

きました。

非公開の対象となる発明は、我が国の安全保障

を著しく損なうおそれがある発明に限定されるべ

きであり、また、経済活動やイノベーションに及

ぼす影響を十分に考慮すべきと考えますが、政府

の見解を伺います。

法案の党内審査に先立ち、対象分野となる事業者からヒアリングを重ねてまいりました。一口に基幹インフラといつても、その業態や設備は多種多様です。また、ほかの三つの柱と異なり、基幹

インフラ事業者への支援や補償はなく、一方的な規制が課されることとなっていました。こうしたことから、規制の指定に当たっては、事業者と丁寧なコミュニケーションを図り、事業実態を十分に

伺います。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 伊佐進一議員の御質問にお答えいたします。

日本として目指すべき国際秩序についてお尋ねがありました。

今、国際社会が長きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上げてきた国際秩序の根幹が、

ロシアのウクライナ侵略により脅かされていました。この力による一方的な現状変更の試みは、欧洲のみならず、アジアを含む国際社会全体を揺るがす暴挙です。

こうした深刻な危機のさなかにある今こそ、自

由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り、強化していくべきです。そのためには、

普遍的価値を共有するパートナーとの結束を強め、力による一方的な現状変更の試みに対抗する

国際社会の取組を主導してまいります。また、経

済安全保障の確保に向けても、同志国との協力を

拡大、深化させてまいります。

ロシアによるウクライナ侵略の影響による我が

國民生活や日本経済を下支えするための対応につけてお尋ねがありました。

国民生活や日本経済を下支えするための対応につけてお尋ねがありました。

こうした深刻な危機のさなかにある今こそ、自

由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価

値を守り、強化していくべきです。そのためには、

普遍的価値を共有するパートナーとの結束を強

め、力による一方的な現状変更の試みに対抗する

国際社会の取組を主導してまいります。また、経

済安全保障の確保に向けても、同志国との協力を

拡大、深化させてまいります。

ロシアによるウクライナ侵略の影響による我が

國民生活や日本経済を下支えするための対応につけてお尋ねがありました。

こうした深刻な危機のさなかにある今こそ、自

由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価

値を守り、強化していくべきです。そのためには、

普遍的価値を共有するパートナーとの結束を強

め、力による一方的な現状変更の試みに対抗する

国際社会の取組を主導してまいります。また、経

済安全保障の確保に向けても、同志国との協力を

拡大、深化させてまいります。

ありました。

経済安全保障の取組を進めるに当たっては、他の動向にも目を配りながら、我が国として主体的に国益を確保していくことが重要です。

このため、民間の自由な経済活動を阻害しない形で、経済構造の自律性の向上、日本の技術優位性ひいては不可欠性の確保を目指すとともに、TPPの着実な実施、高いレベルを維持しながらの拡大など自由な経済連携も推進し、戦略的な取組を進めていく考えです。

規制措置の実施に当たつての留意事項と基本方針についてお尋ねがありました。

御指摘の経済活動に与える影響を考慮し、安全

保障を確保するため合理的に必要と認められる限度とは、この法案における規制措置を実施するに当たり、経済活動の自由との両立、事業者の負担、民間の主体の予見可能性の確保、国際ルールとの整合性などに配慮したものとするこれを意味しています。

政府が閣議決定する基本方針においては、この法案における規制措置の実施についての基本的な考え方を明示的に定め、その実施に当たり、企業活動を始めとした経済活動に十分配慮することを明らかにしてまいります。

政府が閣議決定する基本方針においては、この法案における規制措置の実施についての基本的な考え方を明示的に定め、その実施に当たり、企業活動を始めとした経済活動に十分配慮することを明らかにしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

○国務大臣(小林鷹之君) 伊佐議員からの御質問にお答えいたします。

まず、特定重要物資の指定の基準についてお尋ねがありました。

国民の生存や国民生活、経済活動を損なうこと

がないよう、我が国にとって重要な物資の安定供給を確保することは、我が国の安全保障上の重要

な課題です。

このため、本法案では、広く国民生活、経済活動が依拠しているかといった物資の重要性や、海外への依存度や将来的な依存の可能性を踏まえ、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資を特定重要物資として政令で指定することとしています。

その際、指定の具体的な考え方や、より詳細な要件などは、経済施策や産業構造などに関する有識者の意見を聞いた上で、安定供給確保基本指針において定めることとしています。

次に、サプライチェーンの調査に関する罰則についてお尋ねがありました。

本法案では、重要な物資についてのサプライチェーンの把握や供給途絶リスクの評価などのため、物資の生産、輸入、販売を営む事業者に対し、サプライチェーンの状況を調査できる旨の規定を措置しています。

この調査については、特定重要物資としての指定の検討時などに行うことと想定しており、本法案の規制や支援の枠組みに入っていない事業者を含め、幅広く対象としているため、調査を拒否しえ、事業者からの回答を担保できるよう、努力義務規定を置くこととしたものでございます。

次に、基幹インフラの安定的な提供のための基本指針の策定についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、本制度の整備と運用に当たっては、事業者と丁寧にコミュニケーションを図り、各事業の実態を十分に踏まえること、また、規制対象を、国家及び国民の安全に与える影響に鑑み真に必要なものに限定することが重要です。このため、閣議決定する基本指針では、例え

ば、国家及び国民の安全と事業者の経済活動の自由とのバランスが取れた制度とする観点から、規制対象となる設備や業務を真に必要なものに限定すること、制度及びその運用が効率的かつ実効性があるものとなるよう、事業の実態や規制の影響等について事業者と常日頃から相談窓口等を通じ意思疎通を図ること等を規定し、事業者の実態や負担に配慮して制度を運用する旨明らかにしていくことを考えております。

次に、特許出願の非公開制度の対象となる発明の在り方についてお尋ねがありました。

本制度による非公開の対象となる発明の選定に当たり、我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明に限定すべきであり、経済活動やイノベーションに及ぼす影響を十分考慮すべきであるという点は、有識者会議からもまさしく同趣旨の御提言をいただいているところでございます。

政府としてもそうした観点を意識して今回の制度設計に当たっておりまして、技術の機密性のみならず、非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響を考慮して、保全の対象となる発明を十分に絞り込む仕組みとするなど、我が国の経済活動やイノベーションを阻害することのないよう配慮した制度としております。

また、特許非公開制度における補償金額の算定についてお尋ねがありました。

特許非公開の審査の結果、保全指定の対象となつた発明については、その実施に当たって内閣総理大臣の許可が必要であり、政府としては、許

求があつた段階でも特許出願人から説明を聞くほか、専門家の意見も聞きながら、妥当な補償金額を決定することとなります。

このように、補償金額の算定に当たつては、特許出願人と十分なコミュニケーションを取った上で、適切に対応してまいります。（拍手）

○副議長（海江田万里君） 浅野哲君。  
〔浅野哲君登壇〕

私は、会派を代表し、経済安全保障推進法案を中心質問をいたします。（拍手）

冒頭、この度のロシア軍によるウクライナへの侵略行為で犠牲となられた方々に心より哀悼の誠意をささげるとともに、ロシア軍の作戦中止と即時撤退を求めます。

また、昨夜発生した地震で被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

被害の全容の早期把握に努め、今後の復旧に党を挙げて全力で取り組むことをお誓い申し上げ、質問に入ります。

本法案では、サプライチェーンに対する政府の調査権限が新設される予定です。米国では事業者に対し応答義務が課せられている一方、本法案では応答努力義務が規定されています。産業界への配慮としては一定の理解ができるものの、調査の実効性を確保する必要があることから、事業者側のインセンティブ又はディスインセンティブの在り方について、これまでの議論経過と政府の見解を伺います。

特定重要物資と指定された物資については、所管大臣に備蓄などの必要な措置を講ずる責務が規定されています。類似の概念が適用されている分野として、例えば、エネルギー資源については、

水素やバイオ燃料などが注目されています。エネルギー安全保障の観点から、これらの国内製造を国家戦略に含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。特に、発電所などで発生する大量の熱エネルギーを利用した水素、バイオ燃料の製造環境構築及びサプライチェーン構築は強力に推進すべきと考えますが、経済産業大臣の見解を伺います。

関連して、現在、国際取引の現場では原油価格が高騰し、国内のエネルギー供給環境に重大な支障を来しかねない事態となつております。現在行わっているガソリン元売への補助と併せて、トリガーリングの発動が多くの国民から期待されています。この間、懸念事項とされてきた地方財政への影響緩和策や発動、解除方法の具体化などについて早急に結論を得るべきと考えますが、総理から関係省庁に対し、期限を設けた検討を御指示いただけないでしょうか。

コロナ禍で国内経済は疲弊し、GDPギャップは二十七兆円の需要不足となっています。原油に起因した物価上昇が起こる中、景気後退と物価上昇が同時に起ころるstagflationの現実味が増しています。国内外の諸情勢の先行きが不透明感を増す中、速やかに追加の経済対策の検討に入るべきと考えます。国民民主党は、事業者の金融支援、エネルギー安定供給の確保、そして防衛関連予算の拡充などのため、最低でも十兆、できれば二十兆円規模の対策が必要と考え、検討を進めていますが、追加予算の必要性について、総理の御認識を伺います。

ここからは、日本の経済安全保障施策をより総合的な内容とするための論点を三つ提示させていただき、それらに対する政府の見解を求めたいと思います。

一つ目は、人材の育成、確保についてです。

官 報 (号 外)

経済安全保障分野において、経済活動を支える人材の安定的確保と優秀な人材の育成は重要な論点です。例えば、セキュリティ人材が不足していると答えた企業の割合ですが、米国で一六%に對し、日本は八六%に上るそうです。ですが、本法案では、人材の育成、確保に関する強い問題意識を感じ取ることができませんでした。なぜでしょうか。小林大臣に伺います。

二つ目は、信頼できる相手との取引の重点化についてです。

三つ目は、人権デューデリジェンスへの対応についてです。

総理にも是非御一読いただき、参考にしていただきたいたいと思いますが、総理、我々の法案を読んでいただけますでしょうか。

最後に、この言葉を御紹介させていただきまます。繁栄した経済国家であることを誇る前に、道義國家であることを目指すべきである。これは、私の師である大畠章宏先生と親交のあった梶山静六先生が一九九五年に記した言葉だそうです。

今の時代、日本に住む我々は、より困難な状況に置かれている人々が世界に多くいることを常に思い出すことが重要だと思います。経済安全保障を考える上でも、我が国の繁栄のみならず、他国の繁栄にも心を向け、便益を共に享受する精神を持つてこれから議論を尽くされることを切に望み、私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　浅野哲議員の御質問にお答えいたします。

トリガーラインの発動についてお尋ねがありました。

原油価格の高騰に対しては、ガソリン価格を七十二円程度に抑える激変緩和措置など、当面の対応を講じ、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えていくこととしております。

その上で、今後、引き続き原油価格が上昇し続ける場合には、トリガーラインの凍結解除も含め、あらゆる選択肢を排除することなく、何が最も効果的なか、どのようにそれを実施することがより大きな効果につながるのかといった観点からしっかりと検討し、機動的に対応してまいります。追加の経済対策等についてお尋ねがありまし

への支援に引き続き万全を期し、事業と雇用、暮らしを守り抜いてまいります。

ロシアによるウクライナ侵略の影響による我が国経済、暮らしへの影響の緩和については、既に、今年度の一般予備費を三千五百億円活用してガソリン価格を百七十二円程度に抑える激変緩和措置を講じるなど、当面の対応を決定し、国民の方々にお届けをしています。

今後も、原油価格、原材料価格、食材価格などの波及の状況を注視し、事態が長引く場合には、更に機動的に対応してまいります。

信頼できる相手との取引重点化との観点から、TPP11の意義やインド太平洋経済枠組みについてお尋ねがありました。

政府として、これまで、我が国企業がより効率的で持続可能なサプライチェーンを構築することができる環境を整えるべく、TPP11に始まり、日・EU・EPA、さらには日米貿易協定、日英EPA、RCEP協定などを通じて、自由で公正

日本間で引き続きしっかりと意思疎通を図ることも、同志国とも緊密に連携しながら取り組んでまいります。

経済安全保障施策体系の更なる充実についてお尋ねがありました。

経済安全保障は、安全保障と経済を横断する新しい課題として広く認識されるようになったと受け止めています。

経済安全保障の確保に向けては、本法案による制度整備にとどまらず、今後、例えば、我が国が基幹産業が抱える脆弱性や強みについて、幅広く、不斷に点検、見直しを検討していくことなどが重要と考えています。

いずれにしても、今後の情勢の変化を見据えた更なる課題について不斷に検討を進めていくことが重要と考えており、国民民主党が提出された法案も参考にさせていただきたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。

な経済圏の拡大に取り組んできました。とりわけ、TPP11は、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広めるだけでなく、基本的価値を共有する国、地域がルールに基づく自由で開かれた経済秩序を構築するとの戦略的意義も有することから、経済安全保障の観点からも重要であると考えています。

インド太平洋経済枠組みについては、我が国として、この取組を含む米国の地域へのコミットメントを歓迎しており、一月の日米首脳テレビ会談においてもその旨私からバイデン大統領に伝えました。

我が国として、引き続き、経済安全保障の観点も踏まえ、あり得べき国際秩序の構築に向けて、

○國務大臣萩生田光一君登壇)〔國務大臣萩生田光一君登壇〕  
水素とバイオ燃料の国内製造の推進についてお尋ねがござります。(拍手)  
水素は、再生可能エネルギーを活用した水電解や、高温ガス炉などから出る高温熱源の活用により、国内製造が可能で、その実用に向けて、までは、コスト低減に資する水電解装置の大型化や、脱炭素型の高温熱源を活用した革新的な水素循環があります。

製造法などの研究開発に取り組んでまいります。

バイオ燃料については、今後特に需要拡大が見

込まれる持続可能な航空燃料の国内生産に向け

て、国内での大規模生産を実現する技術開発支援

など、導入拡大に向けた取組を進めてまいります。

こうした取組を通じて、国産の脱炭素燃料のサ

プライチエーンを構築することで、カーボン

ニュートラルの実現やエネルギー安全保障の確保

に戦略的に取り組んでまいります。

人権デューデリジェンスへの対応についてお尋

ねがありました。

国際社会において人権問題への関心が高まる

中、企業が人権尊重の取組をしつかり行わない場

合、不買運動、投資の引揚げ、顧客との取引停止

など、多くのリスクがあり得ると承知しております。

こうした中、昨年行った企業調査で多くの要望

が寄せられたことも踏まえ、人権尊重のための業

種横断的なガイドライン作りに取り組むこととし

ました。日本企業にとって、予見可能性が高く、

国際競争力強化につながるものにしてまいります。

また、企業が公平な競争条件の下で積極的に人

権尊重に取り組める環境を整備する観点から、国

際協調により各国の措置の予見可能性を高める取

組も進めます。今後、国際協調の議論など国内外

の動向も踏まえ、将来的な法律の策定可能性も含

めて、関係府省庁とともに更なる政策対応も検討

してまいります。

同時に、様々な先端技術を有する我が国とし、

人権侵害に対するツールとして輸出管理の枠

組みが活用可能かどうか、議論 検討するととも

に、基本的価値観を共有する欧米等の同志国と緊

密に連携をしてまいります。(拍手)

〔国務大臣小林鷹之君登壇〕

○国務大臣(小林鷹之君) 浅野議員からの御質問にお答えいたします。

まず、サプライチエーンの調査の実効性確保に

関する議論の経過と政府の見解についてのお尋ね

がありました。

サプライチエーンの調査の在り方については、

有識者会議から、実効的な調査を実施するための

政府の調査権限と事業者の応答を確保できる法的

枠組みを整備することが必要とされた提言を

いただきました。

こうした提言を踏まえ、本法案においては、物

資の生産、輸入、販売を営む事業者を対象とし、

サプライチエーンの状況を調査するための法的枠

組みを整備するとともに、事業者からの回答を担

保できるよう、努力義務規定を置くこととしまし

た。

また、サプライチエーンの調査については、事

業者に本調査の重要性や趣旨、目的を丁寧に説明

することと、調査の実効性を確保してまいります。

次に、経済安全保障分野における人材の育成、

確保についてお尋ねがありました。

経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であ

り、御指摘の人材の安定的な育成、確保につきま

す。政府に白紙委任せよというのですか。

定義も定かでない経済安全保障とは、すなわ

ち、経済を安全保障の下に置き、軍事に組み込む

ということではありませんか。経済、産業、科学

技術、知的財産まで国の管理下に置くことは、無

なりません。政省令への委任は百二十四か所にも及びます。政府に白紙委任せよというのですか。

济安全保障の取組を進めていく上での基礎となるものと考えております。

本法案におきましても、特定重要技術の研究開発の促進や成果の活用に係る国の施策として人材の養成及び資質の向上に努める旨盛り込むなど、人の要素にも問題意識を持つて取り組むこととしており、御指摘の人材の育成や確保を含め、政府として必要な取組を進めてまいります。(拍手)

人材の教訓を頼みないものであり、緊張関係は、歴史の教訓を頼みないものではありません。

つまり、敵国を想定して経済の力で脅しをかけることを一層高めるだけではありません。

次に、経済と国民生活への影響について伺います。

济安全保障の取組を進めていく上での基礎となるものと考えております。

本法案におきましても、特定重要技術の研究開発の促進や成果の活用に係る国の施策として人材の養成及び資質の向上に努める旨盛り込むなど、人の要素にも問題意識を持つて取り組むこととしており、御指摘の人材の育成や確保を含め、政府として必要な取組を進めてまいります。(拍手)

ます。この巨額な官民伴走支援によって、軍事技術開発の研究を行わせようというのではありませんか。

特許出願の非公開、いわゆる秘密特許制度が特許法を一切改正せずに持ち込まれようとしていることは重大です。戦前の秘密特許制度は、戦争放棄を掲げる憲法九条の規定に抵触するとして廃止されました。民主化された特許制度の根幹となつた公開原則は、民生技術が軍事技術に吸収され、軍産一体となつて戦争遂行のための技術開発に邁進した歴史の教訓と反省に立つたものです。ところが、法案は、保全指定を行う発明を選別し、特許手続を留保し、非公開にするもので、かつての秘密特許制度の復活ではありませんか。

さらに、法案では、特定重要技術の研究開発のためとして、機微情報の管理と守秘義務を規定しています。既に、入管庁は、留学生、外国人研究者の受け入れ審査の運用を強化し、今国会に、大学や研究機関における内部管理を強化する法案を提出しています。学術分野における管理強化や非公開が、研究活動や科学技術、産業活動を制約することになりますか。イノベーションを阻害する危険をどう認識しているのですか。

家族や交友関係、資産、飲酒歴、精神疾患などを調査し、プライバシー侵害のおそれがあるセキュリティークリアランス、適性評価制度の導入を検討課題としていることも看過できません。政府による選別、監視そのものではありませんか。

答弁を求めます。

ユネスコは、二〇一七年十一月の科学及び科学研究者に関する勧告で、科学技術は、人類の利益、平和の保持及び国際的な緊張の緩和に発展の見通しを開くとともに、戦争や搾取等で人間の尊厳への脅威となるという危険性を指摘し、人類の

尊厳を損なう場合や軍民両用に当たる場合に良心に従つて当該事業から身を引く権利を科学的研究者に認めています。法案は、この国際標準を否定するものです。

日本国憲法は、戦前、政治権力によって人権を抑圧し、学術研究が制約、動員された反省に立て、平和原則、基本的人権の尊重、学問の自由を打ち立てました。この原點を貫き、眞の経済発展と人類の進歩に貢献することこそ、我が国が進む道ではありませんか。

このことを最後に強調して、質問といたします。

(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 笠井亮議員の御質問にお答えいたします。

経済安全保障の定義についてお尋ねがあります。

絶えず変化する国際情勢や厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、経済構造の自律性の確保、我が国の優位性、不可欠性の獲得、基本価値やルールに基づく国際秩序の維持強化に向けて、米国を中心とする同盟国、同志国との連携強化は重要であると考えております。

経済活動に対する制約についてお尋ねがあります。

経済安全保障は特定の国を念頭に置いたものではありませんが、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持強化に向けて、米国を中心とする同盟国、同志国との連携強化は重要であると考えております。

経済活動に対する制約についてお尋ねがありました。

この法案に基づく規制措置は、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものであり、経済活動に過度の制約をもたらすものではありません。

基幹インフラに関する制度は、事業者が導入する重要な設備が外部からの妨害行為の手段として使用されることを防止するために必要な措置を講ずるものであります。御指摘のあつた下請、取引先企業を選別、監視するものではありません。

政府が指定する特定重要物資については、その安定供給を確保するため、物資の特性や事業者の対象とした事業を含む様々な形でのサイバー攻撃が多発し、特に、サイバー攻撃により我が国の国民生活及び経済活動の基盤となる基幹インフラ事業の安定的な実施が妨げられた場合、国家及び国民の安全が損なわれる事態が生じるおそれがあると考えます。

その上で、本法案における規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、合理的に必要な限度で

行うことを明記しているほか、政省令への委任事項については可能な限り明確化するよう努めており、白紙委任や国家統制という御指摘は当たりません。

経済安全保障は、我が国を米国の戦略に組み込まれるので、敵国を想定して緊張関係を高めるだけではないかとのお尋ねがありました。

経済安全保障の取組を進めるに当たって、我が国として主体的に国益を確保していく考え方であり、我が国を米国の戦略に組み込むものとの御指摘は当たりません。

経済安全保障は特定の国を念頭に置いたものではありませんが、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持強化に向けて、米国を中心とする同盟国、同志国との連携強化は重要であると考えております。

経済活動に対する制約についてお尋ねがありました。

この法案に基づく規制措置は、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものであり、経済活動に過度の制約をもたらすものではありません。

基幹インフラに関する制度は、事業者が導入する重要な設備が外部からの妨害行為の手段として使用されることを防止するために必要な措置を講ずるものであります。御指摘のあつた下請、取引先企業を選別、監視するものではありません。

政府が指定する特定重要物資については、その安定供給を確保するため、物資の特性や事業者の対象とした事業を含む様々な形でのサイバー攻撃が多発し、特に、サイバー攻撃により我が国の国民生活及び経済活動の基盤となる基幹インフラ事業の安定的な実施が妨げられた場合、国家及び国民の安全が損なわれる事態が生じるおそれがあると考えます。

その上で、本法案における規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、合理的に必要な限度で

行うことを行ながることはありません。

御指摘のあつた私の答弁は、医療品メーカーが、平時にはバイオ医薬品を製造する一方で、パンデミック等の有事には感染症に対するワクチンを製造するといった両用性を備えたデュアルユース設備の導入支援について言及したものでした。また、経済安全保障重要技術育成プログラムは、AIや量子などの先端的な重要技術の研究開発を進めためのものです。

本法案における特許出願の非公開制度は、国家及び国民の安全を損なうおそれの大きい発明につき、特許手続を留保して、情報流出を防ぐことを可能とする制度です。戦前の秘密特許制度を復活させることではありません。

特定重要技術に係る情報管理等についてお尋ねがありました。

本法案における特定重要技術の適正な情報管理や守秘義務に係る規定は、研究開発を進める上で有用ではあるが機微性の高い情報を協議会の場で官民が安心して円滑に共有し、意見交換するためには設けられるものです。

また、情報管理等の具体的な運用方法は、協議会において全ての参加者が納得する形で決定していくこととしており、研究活動や科学技術等への制約やイノベーションの阻害には当たらないと考えております。

なお、セキュリティーコンソーシアムの御指摘ですが、国際共同研究等においてクリアランスが求められる具体的な事例の検証や国民理解の醸成度合いなどを踏まえて検討していく必要があると考えております。

最後に、科学技術政策の在り方と法案の関係についてお尋ねがありました。

本法案の先端的な重要技術に係る協議会に参加する研究者は、その同意を前提とした上で協議会の構成員となり、また、協議会に参加した後に自らの意向により離脱することも可能な仕組みであり、研究に強制的に従事させられることはあります。

なお、我が国科学技術政策については、第六期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、持続可能で強靭な社会、国民一人一人がそれぞれの幸せを実現できる社会の実現に向けた取組を推進しているところです。（拍手）

○副議長（海江田万里君）これにて質疑は終りました。

○副議長（海江田万里君）本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

出席国務大臣  
内閣総理大臣 岸田 文雄君  
総務大臣 金子 恭之君  
外務大臣 林 芳正君  
厚生労働大臣 後藤 茂之君  
農林水産大臣 金子原二郎君  
経済産業大臣 萩生田光一君  
国土交通大臣 斎藤 鉄夫君  
防衛大臣 小林 鷹之君  
國務大臣 野田 聖子君  
牧島かれん君

## 出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官 木原 誠二君

内閣府副大臣 大野敬太郎君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

○議長の報告  
(理事補欠選任)

一、去る十五日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 青山 周平君（理事星野剛士君去る十

五日理事辞任につきその補欠）

一、昨十六日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 阿部 司君（理事足立康史君昨十六

日理事辞任につきその補欠）

理事 國重 徹君（理事平林晃君昨十六日

理事辞任につきその補欠）

理事 辞任

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君
石橋林太郎君	星野 剛士君	石橋林太郎君	星野 剛士君	西田 昭二君	青山 周平君	古川 直季君
山田 美樹君	塙谷 立君	山田 美樹君	塙谷 立君	西野 太亮君	西野 太亮君	西野 太亮君
三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	三ツ林裕巳君	菅家 一郎君	金子 俊平君	後藤田正純君	後藤田正純君
青山 周平君	周平君	青山 周平君	周平君	三谷 英弘君	昭二君	昭二君

古川 直季君

荒井 優君

山口 晋君

東 国幹君

西野 太亮君

古川 直季君

西野 太亮君

安全保障委員	辞任	塙谷 立君	補欠	長谷川淳二君	厚生労働委員	堤 かなめ君
星野 剛士君	立君	山田 美樹君	立君	後藤田正純君	辞任	補欠
佐藤 茂樹君	平林 晃君	佐藤 茂樹君	平林 晃君	土田 健君	菅家 一郎君	東 国幹君

官 報 (号 外)

内閣衆質二〇八第二二号  
令和四年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出コロナ対策についての  
反省に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

## 〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出コロナ対策について  
の反省に関する質問に対する答弁書

## 官報(号外)

衆議院議員長妻昭君提出コロナ対策についての  
反省に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出コロナ対策について  
の反省に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「至らなかつたこと」については、令和  
四年二月二十一日の衆議院予算委員会において、  
岸田内閣総理大臣が、長妻昭委員の「なぜ自宅死  
が起ころんですか、総理。・・・必要な医療を提  
供している、なぜ自宅死が起ころんですか、これ  
ほど、「亡くなつた方に対して何か言葉はないん  
ですか」等との質問に対し、「政治は結果責任であ  
りますから、亡くなられたことについては、至ら  
なかつたことはおわびを申し上げ」と答弁してい  
るところです。結果として「自宅死」が生じたことを指  
している。

お尋ねの「様々な混乱や不都合」については、同  
日の同委員会において、岸田内閣総理大臣が、  
「全体像に基づいて医療提供体制をしっかりと用意  
することに努力をしてきました。・・・全体像と  
しては、病床の数、重症病床の数、これは余力が  
あるということを申し上げてきたわけでありま  
して、重点医療機関のコロナ病床以外の病床（慢  
性期病床を含む）等で患者を受け入れることを促  
進すること」を要請したことである。こうした

要請に加えて、東京都及び大阪府が「臨時の医療  
施設」を確保するために必要な医療従事者の確保  
を支援している。また、後者については、「新型  
コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等  
に関する調査結果」における「重症者用病床」の「確  
保病床使用率」は、同月において最も高かつた同

月二十三日零時時点で四十八パーセントにとど  
まっていたが、そのような状況においても、  
時期に、発熱等により新型コロナウイルス感染症  
にかかることが疑われる方の医療機関への  
搬送が増えた結果、救急患者の受け入れが難しい事  
例（以下「救急患者受入れ困難事例」という。）が生  
じていることを指している。

お尋ねの「様々な指摘」については、例えば、オ  
ミクロン株による感染拡大が先行した地域では入  
院患者数が増加しており、今後他の地域でも同様  
の傾向となる可能性があるとの指摘や、一部の地  
域において一時的に新型コロナウイルス感染症に  
係る抗原定性検査キット（以下「抗原定性検査キット  
ト」という。）が入手しづらい状況が生じたこと等  
に関する指摘を指している。前者については、  
「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体  
制の対応強化について」（令和四年二月八日付け厚  
生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本  
部・医政局総務課、医政局地域医療計画課、健康  
局結核感染症課、健康局がん・疾病対策課、老健  
局高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推  
進課、老健局老人保健課及び保険局医療課事務連  
絡を発出し、都道府県等に対し、「臨時の医療施  
設・入院待機施設」の確保や、「後方支援病院の拡  
充」のため、「コロナ回復患者の退院後の受入先と  
して、重点医療機関のコロナ病床以外の病床（慢  
性期病床を含む）等で患者を受け入れることを促  
進すること」を要請したところであり、こうした

「これらを踏まえて、この答弁以降、どのように  
にコロナ対策を改善したのか」とのお尋ねについ  
ては、オミクロン株の特性を踏まえ、必要に応じ  
て対策を見直してきており、「この答弁」以降にお  
いては、例えば、救急患者受入れ困難事例が生じ  
ていていることを踏まえ、「オミクロン株の特性を踏  
まえた保健・医療提供体制の対策徹底について」  
(令和四年三月二一日付け厚生労働省新型コロナウ  
イルス感染症対策推進本部・医政局総務課、医政  
局地域医療計画課、健康局結核感染症課、老健局  
高齢者支援課、老健局認知症施策・地域介護推進  
課、老健局老人保健課及び保険局医療課事務連  
絡)を発出し、都道府県等に対し、一時的に救急  
患者を受け入れる病床を確保した場合に一床当たり  
四百五十万円の支援を行う「令和三年度新型コ  
ロナウイルス感染症患者等入院受け入れ医療機関緊急  
支援事業補助金」を積極的に活用することを促す  
こととし、「救急搬送受入体制」の強化に取り組んで  
いるところである。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出新型コロナウイル  
ス対策に関する質問に対する答弁書

「毎週二回は検査をすべき」とのお尋ねについて  
は、高齢者施設等の従事者等に対する新型コロナ  
ウイルス感染症に係る検査（以下「検査」という。）

令和四年三月四日提出  
質問 第二三号  
提出者 長妻 昭  
新規コロナウイルス対策に関する質問主意書  
書

高齢者施設等のクラスター発生を防ぐためにも  
当該施設職員等への新型コロナウイルスの検査が  
大変重要となつていています。

毎週二回は検査をすべきと考えるが内閣の見解  
をお示し願いたい。

また、現状では全国平均でどの程度の頻度で検  
査が実施されているのか、政府としてきちんと把握  
しているのか。

政府が言うところの第六波での死亡者数累計全  
数と、政府が言うところの第一波～第五波まで、  
それぞれの死亡者数累計数をお示し願いたい。  
第五波と第六波の死亡に至るまでの過程で特徴  
的な違いがあれば対策とともにお示し願いたい。

右質問する。

について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和三年十一月十九日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和四年一月七日変更)において、「特定都道府県等は、集中的実施計画を策定し、感染多発地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」としていることを踏まえ、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和四年一月七日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和四年事務連絡」という)により、「緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区」に対し、検査の集中的実施計画(以下「集中的実施計画」という)の策定及び集中的実施計画に基づく検査の実施を要請している。集中的実施計画に基づく検査については、可能な限り頻回に実施することが望ましいと考えているが、PCR検査等の実施に係る作業手順、時間等も考慮し、令和四年事務連絡により、「緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に一回程度実施」すること、「全ての対象施設において週に一回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも二週間に一回程度は実施すること等を求めているところである。

また、令和四年事務連絡により、集中的実施計画に基づく検査の「検査実施施設数」、「検査実施数」等について把握しているが、お尋ねの「全国平均でどの程度の頻度で検査が実施されているのか」については把握していない。  
お尋ねの「政府が言うところの第六波での死亡者数累計全数と、政府が言うところの第一波～第五波まで、それぞれの死亡者数累計数」については、「政府が言うところの第六波」及び「政府が言うところの第一波～第五波」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

について、「新型コロナウイルス感染症対策の基

る。

令和四年三月四日提出  
質問 第二四号

国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造する企業及びロシア企業への年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による投資運用に関する質問主意書 提出者 長妻 昭

ロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボードの資料「直近の感染状況の評価等」において、「今回の感染拡大における死亡者は、高齢者が中心である可能性が示された。その中には、侵襲性の高い治療を希望されない場合や基礎疾患の悪化などの影響で重症の定義を満たさずに死亡する方も含まれるとの指摘もある」とされているところである。現在の新型コロナウイルス感染症の感染者の主流となっているオミクロン株への対応については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(令和四年二月九日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、重点的に健康観察を行う対象者について、「①六十五歳以上の者」、「②四十歳以上六十五歳未満の者のうち、重病化リスク因子を複数持つ者」及び「③妊娠している方」と具体的に明示し、都道府県等に対し、酸素飽和度や呼吸の状況のみによらず、「重症化リスクの高い陽性者の健康観察を重点的に行う」とようお願いしている。また、ITを活用しながら地

域の医療機関において健康観察を行い、症状が悪化した場合には、オンライン診療や往診等により速やかに対応する体制を構築するとともに、それらに対応する地域の医療機関について、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」

(令和三年十一月十二日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づく保健・医療提供体制確

保計画において確保した約一万二千医療機関を三割上回る約一万六千医療機関を確保する等の対策を講じている。

現在も保有運用しているのか。企業名をお示し願いたい。この企業が製造するクラスター弾を

がどの国に販売されたかお示し願いたい。

現在、ウクライナに対して、使用されているクラスター弾を製造(部品の製造も含む)している企業の株式をGPIFが保有運用している事実はあるのか。

現在、GPIFが保有運用しているロシア企業の株は約二十社約千七百億円に上るとされている。これは事実か。この中にクラスター弾、核兵器、ミサイル、戦車、戦闘機をはじめとする兵器を製造(部品も含む)している企業及び過去に製造していた企業はあるのか。

また、GPIFはロシアの債券を約五百億円保有しているという話がある。これは事実か。

ウクライナ問題でロシアに対する経済制裁が強まっている。GPIFは、ロシア企業の株式保有運用やロシアの債券保有について見直すつもりはないのか。見直す予定があればいつまでにどのように見直すのか。株式と債券、それぞれについて見解をお示し願いたい。

最後に、GPIFが株を保有運用しているすべての企業の中で、ロシアに武器を輸出・供与している企業はあるのか、お尋ねねする。

最近、質問主意書の手抜き答弁が目に余る。真摯に答弁していただきたい。

GPIFの説明によると厚生年金保険法第七十九条の二によって、現時点で、GPIFはクラスター弾を製造する企業の株式保有を止めることができない、としているがそれは事実か。法律を変えるなければ保有を止めることができあるといふことか。

また、クラスター弾を製造しているといわれるイスラエルの企業の株をGPIFは保有運用している。現在も保有運用しているのか。企業名をお示し願いたい。この企業が製造するクラスター弾を

右質問する。  
内閣衆質二〇八第二四号  
令和四年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造する企業及びロシア企業への年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による投資運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 別紙

衆議院議員長妻昭君提出国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造する企業及びロシア企業への年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)による投資運用に関する質問に対する答弁書

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)が行う年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第七十九条の二及び国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第七十五条の規定に基づいて、専ら被保險者の利益のために行われており、「専ら被保險者の利益のため」を行うことの目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと(以下「他事考慮」という。)はできない仕組みとなつてきている。また、年金積立金の運用における外國株式の運用については、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)第十二条に規定する投資一任契約によりGPIFが委託した運用受託機関の判断により、市場平均の収益を目指す運用方法であるバッシング運用を中心として、外国の株式市場を構成する主要な銘柄を対象に幅広く投資する方法により行われており、GPIFが特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなつてきている。

御指摘の「国際条約で製造が禁止されているクラスター弾を製造している企業に対し、日本の年金積立金による株の保有や運用が二〇一七年時点で確認されている」ことについて「これは事実か。現在もそれは続いているのか」とのお尋ね、「現在で、クラスター弾を製造している企業及び過去に製造していた企業のうち、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が株を保有運用し

ている企業名を国別にすべてお示し願いたい」とお尋ね、「クラスター弾を製造しているといわ

れるイスラエルの企業の株をGPIFは保有運用している。現在も保有運用しているのか。企業名をお示し願いたい。この企業が製造するクラスター弾がどの国に販売されたかお示し願いたい」とお尋ね、「現在、ウクライナに対して、使用されているクラスター弾を製造(部品の製造も含む)している企業の株式をGPIFが保有運用している事実はあるのか」とお尋ね、「クラスター弾、核兵器、ミサイル、戦車、戦闘機をはじめとする兵器を製造(部品も含む)している企業及び過去に製造していた企業はあるのか」とのお尋ね及

び「GPIFが株を保有運用しているすべての企業の中で、ロシアに武器を輸出・供与している企業はあるのか」とのお尋ねについては、先に述べたとおり、法制度上、政府及びGPIFとして、GPIFが株式を保有している個別企業の事業内容を網羅的に把握する立場になつたため、お答えすることは困難である。

「政府として問題との認識はあるのか。また、

是正するつもりはあるのか」とのお尋ねについて

は、年金積立金の運用や年金積立金の運用における外國株式の保有や運用については、先に述べたとおり、厚生年金保険法等の規定に基づいて行われているものであり、また、現時点で制度変更は検討していない。

## 官報(号外)

や指示をすることはできない仕組みとなつていているところであり、年金積立金の運用における株式投

資に当たつて、特定の企業を投資の対象外とすることについては、政府として検討しておらず、その方法についてお答えすることは困難である。

また、御指摘の「ロシア企業の株」については、令和三年三月末時点において、GPIFが認識している「ロシア企業」の株式の投資先の数は二十一社であり、その保有額の合計は約千七百億円であると承知している。また、御指摘の「ロシアの債券」については、同月末時点において、GPIFが認識している「ロシアの債券」の保有額は約五百億円であると承知している。

「GPIFは、ロシア企業の株式保有運用やロシアの債券保有について見直すつもりはないのか」とのお尋ねについては、GPIFにおいて、GPIFが認識している「ロシア企業の株式」及び「ロシアの債券」を含む株式及び債券の市場環境を注視し、専ら被保險者の利益を図る観点から、投資一任契約によりGPIFが委託した運用受託機関を通じて、適切な投資行動が行われるものと承認している。

内閣衆質二〇八第一五号  
令和四年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出ウクライナ国内の原発への武力攻撃に関する質問に対する答弁書

## 〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出ウクライナ国内の原発への武力攻撃に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「ウクライナ国内の原子力発電所」への「攻撃」及び「被害の状況」については、令和四年三月四日及び五日(現地時間)の国際原子力機関の発表によれば、ウクライナ側から同機関に対し、同

業の株式保有を止めることができない、としているがそれは事実か。法律を変えなければ保有を止めることは不可能であるということか」とのお尋ねについて、お尋ねについては、先に述べたとおり、年金積立金の運用における株式投資については、他事考慮及び過去に製造していた企業のうち、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が株を保有運用し

どのような攻撃だったのか。被害の状況はどのようにか。

翻って、日本国内の原発は武力攻撃に耐えられるとお尋ね、お答え願いたい。

また、武力攻撃が日本国内の原発になされた場合、その被害の程度について武力攻撃の態様ごとに例示願いたい。

日本国内の原発は上空からミサイル攻撃や爆撃があつた場合、どの程度の威力までであれば耐えられるよう設計されているのか、政府の把握するところをデータとともにお示し願いたい。

右質問する。

ては、ロシア連邦によるものと承知しており、「放射線漏れは発生したのか」とお尋ねについては、同発表によれば、ウクライナ側から同機関に對し、放射性物質の放出はなく、放射線レベルは通常どおりであった旨の報告があつたと承知している。

「日本国内の原発は武力攻撃に耐えられるのか」、「武力攻撃が日本国内の原発になされた場合、その被害の程度について武力攻撃の態様ごとに例示願いたい」及び「日本国内の原発は上空からミサイル攻撃や爆撃があつた場合、どの程度の威力まであれば耐えられるよう設計されているのか」とのお尋ねについては、御指摘の「武力攻撃」及び「ミサイル攻撃や爆撃」の具体的な内容が明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の二の六第一項第四号の規定に基づき定められた実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)において、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための対策に係る基準を定めている。

令和四年三月四日提出  
質問 第二六号

「ねんきん定期便」の談合によって損害を受けた年金保険料に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

日本年金機構の「ねんきん定期便」の談合によって損害を受けた年金保険料に関する質問主意書

令和四年三月十七日 衆議院会議録第十二号 議長の報告

業務等における談合事件で、公正取引委員会は二〇二二年三月三日に二十六社の独占禁止法違反を認定した。そこで質問する。

内閣衆質一〇八第二六号  
令和四年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出「ねんきん定期便」の談合によって損害を受けた年金保険料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

金算定根拠となつたものは計約百八十三億円であるが、日本年金機構からの、この支払財源はすべて国民の年金保険料によるものか。政府の把握するところを答えられたい。そうだとすれば、いくらの年金保険料が払い過ぎとなつたのか、概算金額をお示し願いたい。

二十四社に計十七億円を超える課徴金納付命令が出されたとのことだが、このお金は年金保険料収入に充当するのか。

独禁法違反を認定した二十六社から日本年金機構が払い過ぎた代金を取り戻し、年金保険料収入に充当するとの確約をいただきたいが如何か。

それを実行する場合、いつまでにどのような手段でなされるのか。

公正取引委員会は「日本年金機構は、平成二十八年一月末頃、特定データプリントサービスの入札において、いわゆる入札談合が行われている旨の情報について通報を受け、内部調査を行つたにもかかわらず、その結果を含む本件談合情報を公正取引委員会に通報しなかつた」と指摘している。これは事実か。政府として把握するところを答えられたい。

これに関して、政府として、日本年金機構に落ち度は全くなかったとの認識か。

一連の談合について日本年金機構の職員への処分はなされるのか、政府としての見解を示されたい。

右質問する。

これに関して、政府として、日本年金機構に落ち度は全くなかったとの認識か。

一連の談合について日本年金機構の職員への処分はなされるのか、政府としての見解を示されたい。

右質問する。

か、概算金額をお示し願いたい」とお尋ねについては、「いくらの年金保険料が払い過ぎとなつた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事案に係る談合がなければ存在したであろう落札価格については、落札価格に影響を与えた要因を個別具体的に検討する必要があること等から、現時点でお答えすることは困難である。

「このお金は年金保険料収入に充当するのか」とお尋ねについては、独占禁止法に基づく課徴金納付命令により国庫に納付される課徴金は、一般会計の歳入となる。

「払い過ぎた代金を取り戻し、年金保険料収入に充当するとの確約をいただきたいが如何か」といふのは、日本年金機構が発注するねんきん定期便の作成及び発送準備業務、保険料納入告知額・領収済額通知書の作成及び発送準備業務、年金生活者支援給付金支給決定通知書・不該当通知書の作成及び発送準備業務等の業務について令和四年三月三日に公正取引委員会が私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という。)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行つた事案(以下「本件事案」という。)に係る契約(以下「本件契約」という。)に基づき、同機構が本件事案において課徴金納付命令の対象となつた事業者に対して支払った費用の財源は、国民年金保険料、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十九条第一項に規定する拠出金及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)第二十六条第二項に基づく國庫負担である。

「これは事実か」及び「落ち度は全くなかったとの認識か」とお尋ねについては、同機構に対し、ねんきん定期便の作成及び発送準備業務において談合を行われている旨の匿名による情報提供があったことを受け、同機構において、当該業務の応札を希望する事業者に対するヒアリング等を行つたが、談合の事実が確認できなかつたことから、談合に関する情報提供があつた場合の対応に

に関する同機構の対応要領(以下「対応要領」といふ。)における同委員会への通報を行う必要がない場合に該当したため通報を行わなかつたものであり、対応要領にのつとつた対応がなされたものと考へているが、結果として、同委員会から同機構に対し、同委員会に通報しないこととした判断が適切なものとはいえないものであつたとの指摘がなされたものである。

お尋ねの「職員への処分はなされるのか」については、同機構において、対応要領にのつとつた対応がなされたことを踏まえ、適切に対処されるものと承知している。

### 土地改良法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和四年二月四日

目次中「第七十六条」を「第七十五条」に、「第五款 土地改良区連合(第七十七条—第八十四条)」を「第五款 土地改良区の組織変更(第七十一条—第七十六条)」に、「第六款 土地改良区連合(第七十七条—第八十四条)」を「第六款 土地改良区連合(第七十七条—第八十四条)」に改める。

第六条(第七十六条の十)に、「第一百十一  
四条の十一—第七十六条の十六」に、「第一百三  
三条の二十三」を「第一百十二条の二十八」に、「第一百三  
十六条の四」を「第一百三十六条の五」に、「第一百四十  
五条」を「第一百四十六条」に改める。

第二十九条の二第三項中「第一百四十三条第九号

において」を「以下」に改める。

第八十三条(見出しを含む。)中「合併」を「合併又は組織変更」に改める。

第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五  
条の次に次の款名及び目名を付する。

### 第五款 土地改良区の組織変更

#### 第一目 一般社団法人への組織変更

#### 第七十六条を次のように改める。

#### (組織変更)

第七十六条 土地改良施設(土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。)の管理を行う土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

第七十六条の次に次の九条及び一目を加える。

(組織変更計画の承認等)

第七十六条の二 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更(以下この目において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならぬ。

2 前項の議決をする場合には、第三十三条に規定する議決によらなければならない。

3 第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定の適用については、同条中「及び目的」とある定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは「目的及び組織変更計画の要領」と、同条第一項中「五日前」とあるのは「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

4 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めな  
く。このうち「二年以内に組織変更する」とする  
事項には、当該施設管理土地改良区の土地改  
良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公  
告し、かつ、知れている債権者には、各別

ければならない。

一 組織変更後の一般社団法人(以下「組織変更後一般社団法人」という。)の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第一項第一号に規定する監事設置一般社団法人の監事の氏名

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第一項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六 組織変更がその効力を生ずべき日

七 その他農林水産省令で定める事項

8 (債権者の異議)

第七十六条の三 施設管理土地改良区が組織変更をする場合には、当該施設管理土地改良区の債権者は、当該施設管理土地改良区に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、当該施設管理土地改良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公

にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 当該施設管理土地改良区の貸借対照表、収支決算書及び財産目録に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 前項の規定にかかわらず、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5 前項の規定にかかる場合は、施設管理土地改良区は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 (組織変更の認可)

第七十六条の五 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

8 組織変更の手続又は組織変更計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

9 組織変更をする施設管理土地改良区の土地改良施設の管理の状況からみて、組織変更の

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
4 施設管理土地改良区の組織変更は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者者(組合員等を除く)に対抗することができない。(組織変更の効力の発生等)
第七十六条の六 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の二第四項第六号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び第七十六条の八第一項において「効力発生日」という)に、一般社団法人となつて組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
3 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となる。
4 組織変更の効力発生日については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十一条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「土地改良法第二章第一節第五款第一目」と読み替えるものとする。

（組織変更の登記）
第七十六条の八 組織変更後一般社団法人は、第七十六条の三及び第七十六条の四に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。
2 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、当該組織変更後一般社団法人の業務時間内においては、組織変更後一般社団法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（組織変更の無効の訴え）
第七十六条の九 組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条规定(第六号に係る部分に限る)及び第二項(第六号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る)、第八百三十五条规定第一項、第八百三十号の二の規定による。
二 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所
三 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名
四 組織変更後認可地縁団体に監事を置くとき

（組織変更の効力の発生等）
第七十六条の十四 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の十二第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び次条において「効力発生日」という)に、認可地縁団体となる。
五 組織変更がその効力を生ずべき日
六 その他農林水産省令・総務省令で定める事項









ことができる」に改め、同項ただし書きを削り、同項第一号中「(百五条の五)第二項の規定により保有するものを除く。」を削る。

三百十五条の三に次の二項を加える。

3 麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第一項

及び第五十条の十六第一項の規定は、第一項の部隊又は補給處が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡のため向精神薬を所持する場合には、適用しない。

4 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡を行つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する」を「次に掲げる法律(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる

診療報酬の額の審査に関する事務及びその

三 第一項の規定による給付又は支給その他の防衛省令で定める事務(第六項及び第七項において「給付事務」という。)に係る本人に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務

第二十二条に次の十一項を加える。

4 国は、前項の規定により同項第二号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて防衛省令で定めるものと共同して委託するものとする。

5 国及び保険医療機関等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する保険医療機関その他の政令で定める医療機関又は薬局をいう。以下この項及び

次項において同じ。)その他の関係者は、電子資格確認(保険医療機関等から療養を受けようとする者又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(次項において「指定訪問看護事業者」という。)から同条第一項に規定する指定訪問看護を受けようとする者

が、国に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(発行者符号・防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び自衛官診療証記号・番号(国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。)を用いて、本人ごとに定めるもの(以下この項から第九項までにおいて同じ。)を利用して防衛省令で定める者(次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。)は、これらの事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療

要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用してする方法により、国から回答を受けた当該情報を当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は当該指定訪問看護事業者から本人であることとの確認を受けることをいう。)の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

6 防衛大臣、国、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の給付事務又はこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等(発行者符号・防衛大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。)及び自衛官診療証記号・番号(国が本人の資格を管理するための記号及び番号として、本人ごとに定めるものをいう。)を用いて、本人ごとに定めるもの(以下この項から第九項までにおいて同じ。)を利用して防衛省令で定める者(次項から第九項までにおいて「防衛大臣等」という。)は、これら的情報を電子計算機を用いて検索することができます(以下この項において「提供データベース」という。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

7 防衛大臣等以外の者は、給付事務及びこれに関連する事務の遂行のため自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

号・番号等の利用が特に必要な場合として防衛省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

8 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買・貸借・雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 防衛大臣等以外の者が、前項に規定する防衛省令で定める場合に、自衛官診療証記号・番号等を告知することを求めるとき。

9 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、自衛官診療証記号・番号等の記録されたデータベース(自己以外の者に係る自衛官診療証記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)のをいう。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

一 防衛大臣等が、第六項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 防衛大臣等以外の者が、第七項に規定する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る情報(第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法その他の防衛省令で定める方法により、本人の資格に係る費用の請求に必定による給付又は支給に係る費用の請求に必



(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中百二の項を百三十五の項とし、十九の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十の項とし、同項の次

に次のように加える改正規定中「百三十五の項」を「百三十六の項」に、「三十三項」を「三十四項」に、「一百三十の項」を「百三十一の項」に、「百三十一の項」を「百三十二の項」に改め、同表中九十七の項を百二十九の項とし、九十四の項から九十六の項までを三十二項ずつ繰り下げ、九十三の二の項を百二十五の項とし、九十三の項を百二十四の項とし、九十の項から九十二の項までを三十一項ずつ繰り下げ、八十九の項を削り、八十八の項を百二十の項とし、八十三の項から八十七の項までを三十二項ずつ繰り下げ、八十二の項を削り、八十一の項を百十四の項とし、八十の項を百十三の項とし、七十九の項を削り、七十八の項を百十二の項とし、六十九の項から七十七の項までを三十四項ずつ繰り下げ、六十八の項を九十九の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「百二十九の項」を「百三十の項」に、「三十一項」を「三十二項」に、「百二十の項」を「百二十一の項」に、「百十四の項」を「百十五の項」に、「百二十四の項」を「百二十六の項」に、「百二十三の項」を「百二十四の項」に、「百二十二の項」を「百二十三の項」に、「三十五項」を「三十五項」に、「五十九の項」を「百の十四項」を「三十五項」に、「五十九の項」を「百の

項に、「百 都道府県知事」を「百一 都道府県  
知事」に、「百二」を「百三」に、「百二 厚生労働  
大臣」を「百三 厚生労働大臣」に改め、同表中  
六十七の項を九十八の項とし、六十二の項から  
六十六の項までを三十一年項ずつ繰り下げ、六十  
一の二の項を九十二の項とし、六十一の項を八  
十九の項とし、同項の次に次のように加える改  
正規定中「九十八の項」を「九十九の項」に、「三  
十一項」を「三十二項」に、「九十二の項」を「九  
三の項」に、「八十九の項」を「九十の項」に、「九  
十 厚生労働大臣」を「九十一 厚生労働大臣  
に、「九十二」を「九十二」に改め、同表の六十  
項を同表の八十五の項とし、同項の次に次のよ  
うに加える改正規定中「八十五の項」を「八十六  
の項」に、「八十六」を「八十七」に、「八十七」を  
「八十八」に、「八十八」を「八十九」に改め、同表  
中五十九の項を八十四の項とし、五十八の項を  
八十三の項とし、五十七の項を八十二の項と  
し、五十六の二の項を八十一の項とし、五十六  
の項を八十の項とし、五十五の二の項を七十八  
の項とし、同項の次に次のように加える改正規  
定中「八十四の項」を「八十五の項」に、「八十三  
の項」を「八十四の項」に、「八十二の項」を「八  
三の項」に、「八十一の項」を「八十二の項」に、  
「八十の項」を「八十一の項」に、「七十八の項」を  
「七十九の項」に、「七十九」を「八十」に改め、同  
表の五十五の項を同表の七十五の項とし、同項  
の項を七十四の項とし、四十九の項から五十三  
の項までを二十項ずつ繰り下げ、四十八の項を  
六十七の項とし、同項の次に次のように加える  
改正規定中「七十四の項」を「七十五の項」に、

「二十項」を「二十一項」に、「六十七の項」を「六十八の項」に、「六十八」を「六十九」に改め、同表中四十七の項を六十六の項とし、三十九の項から四十六の項までを十九項ずつ繰り下げ、三十八の二の項を五十七の項とし、三十八の項を五十六の項とし、三十七の項を五十五の項とし、三十六の二の項を五十四の項とし、三十六の項を五十二の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「六十六の項」を「六十七の項」に、「十九項」を「二十項」に、「五十七の項」を

—

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の在日邦人等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定並びに保険・医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等の問題を講ずるものであり、その主な内容は次の通りである。

1 防衛省設置法の一部改正

## 2 自衛官の定数を改め 自衛隊法の一部改正

(一) 外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等を見直すこと。
(二) 自衛隊が外国の軍隊に麻薬等を譲り渡す場合の特例を整備すること。
3 改正 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 保険・医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等をする
4 施行期日等
(一) この法律は、令和五年三月三十日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。
(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。
(三) 関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由 本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律 右の議案を提出する。
令和四年三月十六日 提出者 災害対策特別委員長 小里 泰弘	令和四年三月十六日 提出者 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律 右の議案を提出する。

第一條第一項中「前条」を「第一条」に改める。 第七十三条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により劣つておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。	第三条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により劣つておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。
第六条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により劣つておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。	第六条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により劣つておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。
第六条第二項中「國及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たつては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。	第六条第二項中「國及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たつては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。
第十一条第一項中「國は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	第十一条第一項中「國は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第一條第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により不利となつておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。	第一條第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他の積雪により不利となつておる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」といふ。)」を「豪雪地帯対策」に改める。
第十一条第一項中「國は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	第十一条第一項中「國は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
第十一条第一項中「國及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。	第十一条第一項中「國及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。
第十一条第一項中「國及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。	第十一条第一項中「國及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案及び同報告書

第十三条の六中「雪を資源として活用するための」を削る。

第十四条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の表豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十五条第一項の項目中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

理 由

豪雪地帯の現状に鑑み、基本理念を定め、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域における除排雪の安全確保等並びに克雪に関する技術の開発及び普及等の規定の追加等を行うとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億円の見込みである。

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

国会に提出する。

右

令和四年二月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

情報通信技術を利用する方法による国歳入等の納付に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付(第三条)

第三章 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付

(第四条—第七条)

第四章 指定納付受託者(第八条—第十五条)

第五章 雜則(第十二条—第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入(歳入歳出外現金を含み、各

省各庁の事務に係るものに限る。以下「歳入等」という。)の納付(納付の委託を含む。以下この条において同じ。)を行うために必要となる事項

を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、

情報を利用する方法による国の歳入等

の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「法令」とは、法律、法

律に基づく命令及び最高裁判所規則をいう。

2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣(内閣府及びデジタル庁を除く)、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。

第二章 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第三条 各省各庁は、歳入等の納付のうち、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているもので主務省令(裁判所の事務に係る歳入等にあっては、最高裁判所規則)以下この章から第四章までにおいて同じ)で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であつて、電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用してするもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができる。

前項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成二十四年法律第二百五十一号)第六条第五項に規定する場合については、適用しない。

とその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しない。

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第五条 各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次

の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法(当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。)

イ 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項

ロ 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であつて主務省令で定め

たる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。)で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

二 歳入等の納付に係る書面(前号イに掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。)で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

三 指定納付受託者は、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託(以下この条において「委託」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければなら

官 報 (号 外)

ない。

- 2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行ふ各省各府の長(当該各省各府が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。)の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各府の長に報告しなければならぬ

しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定

## 第四章 指定納付受託者 (指定納付受託者の指定等)

- イ 前条第一号イに掲げる事項  
ロ 当該委託を受けた年月日

三 その他主務省令で定める事項

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を

受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

- 4  
前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)

第七条 指定納付受託者が前条第三項に規定する歳入等を同項の主務省令で定める日までに納付

として政令で定める者に委託することができ

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

- 第九条** 指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に關する事項を記載し、及びこれを保存しなければならぬ。

一　第六条第二項又は前条第一項の規定による  
報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
二　第八条第一項に規定する政令で定める者に  
該当しなくなつたとき。  
三　第八条第五項の政令で定める者以外の者に  
納付事務を委託したとき。

#### 四 第九条の規定

- 五 前条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 各省各庁の長は

ればならない。

- ## 第五章 雜則

第十二条 各省各庁は、第三条

情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び

- 第四条前段に規定する指定納付受託者に納付を委託して納付する方法により納付を行うことができる当該各省各庁の事務に係る歳入等を、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(権限又は事務の委任)

**第十三条** 前二章に規定する各省各庁の長の権限

- 又は事務は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の機関に委任することができる。

(主務省令)

第十四条 この法律

- 事院規則、公正取

令和四年三月十七日 衆議院会議録第十二号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案及び同報告書

第一条第二項 情報通信技術を利用して る方法による国の歳入 等の納付に関する法律 (令和四年法律第 二号)		第十四条 及びデジタル庁 、デジタル庁及び復興 庁	
第十四条 又は各省	又は省令 、復興庁又は各省 令	第十四条 又は各省	又は省令 、復興庁又は各省 令
第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三十二条の二第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしている電波利用料(電波法第百三十二条第四項に規定する電波利用料をいう。)の納付については、なお従前の例による。	（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）	（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）	（電波法の一部改正に伴う経過措置）
第三十四条中「第四十五条」を「第二十八項」に改める。（特別会計に関する法律の一部改正）	第三十四条中「第四十五条」を「第二十八項」に改める。（特別会計に関する法律の一部改正）	第三十四条中「第四十五条」を「第二十八項」に改める。（特別会計に関する法律の一部改正）	第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三十二条の二第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしている電波利用料(電波法第百三十二条第四項に規定する電波利用料をいう。)の納付については、なお従前の例による。
第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。 第一項第一号口中の「同条第五項ただし書及び」を「同条第五項ただし書」に、「規定による手数料」を並びに情報通信技術を利用する方法による国歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第二百三十七条)を次のように改正する。 （電波法の一部改正）	第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。 第一項第一号口中の「同条第五項ただし書」に、「規定による手数料」を並びに情報通信技術を利用する方法による国歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第二百三十七条)を次のように改正する。 （電波法の一部改正）	第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。 第一項第一号口中の「同条第五項ただし書」に、「規定による手数料」を並びに情報通信技術を利用する方法による国歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第二百三十七条)を次のように改正する。 （電波法の一部改正）	第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。 第一項第一号口中の「同条第五項ただし書」に、「規定による手数料」を並びに情報通信技術を利用する方法による国歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第二百三十七条)を次のように改正する。 （電波法の一部改正）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。 （電波法の一部改正）	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。 （電波法の一部改正）	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。 （電波法の一部改正）	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。 （電波法の一部改正）
第二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。 （復興庁設置法の一部改正）	第二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。 （復興庁設置法の一部改正）	第二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。 （復興庁設置法の一部改正）	第二条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。 （復興庁設置法の一部改正）
第三十八条の十一第一項中「及び第二百三十三条の二第三十七項」を削る。 （電波法の一部改正）	第三十八条の十一第一項中「及び第二百三十三条の二第三十七項」を削る。 （電波法の一部改正）	第三十八条の十一第一項中「及び第二百三十三条の二第三十七項」を削る。 （電波法の一部改正）	第三十八条の十一第一項中「及び第二百三十三条の二第三十七項」を削る。 （電波法の一部改正）
第一百三十三条の二中第二十五項から第四十一項ま	第一百三十三条の二中第二十五項から第四十一項ま	第一百三十三条の二中第二十五項から第四十一項ま	第一百三十三条の二中第二十五項から第四十一項ま

官 報 (号外)

<p>付することに決した。</p> <p>三 本案施行に要する経費 令和四年度自動車安全特別会計予算(国土交通省所管)において、情報通信技術を利用する方法による自動車検査登録手数料の納付を実現するためのシステム整備費用及びシステム導入方法による運用経費が情報処理業務厅費三十一億四千百万円の内数として計上されている。右報告する。</p> <p>令和四年三月十六日</p>
<p>衆議院議長 細田 博之殿</p> <p>[別紙] 情報通信技術を利用する方法による国の一歳入等の納付に関する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。</p> <p>一 情報通信技術を利用する方法による納付(以下「キャッシュレス納付」という)が、広く国の歳入等一般の納付について可能となるよう努めること。</p> <p>二 指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることのないよう、万全の措置を講ずること。</p> <p>三 指定納付受託者を指定するに当たっては、納付事務を適かつ確實に実施することができるよう、指定納付受託者の要件を適切に定めるこ</p> <p>四 システム障害等によりキャッシュレス納付を行えなくなる事態に備えるため、他の納付方法を確保するなど必要な措置を講ずること。</p>
<p>五 指定納付受託者等による納付者の個人情報の不正利用や流出を防ぐため、必要な措置を講ずること。</p> <p>六 キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担について、国による負担、納付者による負担の現状等について整理の上、その在り方について検討すること。</p> <p>七 広く行政の手続においてキャッシュレス納付を導入するため、キャッシュレス納付のシステム導入等に資するよう、地方公共団体に対する支援等、必要な措置を講ずること。</p>
<p>二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案 右 国会に提出する。 令和四年二月八日</p> <p>内閣総理大臣 岸田 文雄</p>
<p>二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 (目的等) 第一条 この法律は、令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として二千二十五年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>第二条 関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(任免) 第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。</p> <p>第六条 代表の俸給月額は、百十七万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福</p>
<p>祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号第一号第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による)。</p> <p>附則 六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの)の改正により改正された一千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、一千九百八八年五月十日、一千九百六十六年十一月十六日及び一千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに一千九百八十二年年十一月三十日の議定書並びに一千九百八十二年</p>



官 報 (号 外)

四	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	第十四条
別表第二十五号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十四号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十三号の次に次のよう <sup>に加える。</sup>		
一十四	国立大学法人による土地等貸付事業	第三十四条
	附 則	
	(施行期日)	
	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。 (総合特別区域法の一部改正)	大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けに係る国立大学法人法の特例措置の追加等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
	第二条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。 (復興庁設置法の一部改正)	内閣総理大臣は、構造改革の推進等に関する提案をしようとする者又は区域計画の認定申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする規定を追加すること。
	第三条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。 附則第三条第一項の表構造改革特別区域法(平成二十四年法律第八十九号)の項中「第四十一条」を「第四十九条」に改める。 (国家戦略特別区域法の一部改正)	令和四年三月三十一日となつている新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定申請する期限を、令和九年三月三十一日まで延長すること。
	第四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。 第十一条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条第五項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。 (国家戦略特別区域法の一部改正)	内閣総理大臣は、構造改革特別区域法の認定申請の目的及び要旨 案(内閣提出)に関する報告書
	第五条 第二項第三項ただし書中「を含む。」の下に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練(厚生労働省令で定めるものを除く。)」を加える。 (支給の期間の特例)	内閣総理大臣は、構造改革特別区域法の認定申請の期限を延長するとともに、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けをする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 右報告する。
	第六条 第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。)を加える。	令和四年三月十六日 地方創生に関する特別委員長 石田 真敏 衆議院議長 細田 博之殿
経済社会の構造改革を推進するとともに地域活性化を図るために、内閣総理大臣が行う構造改革のため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けをする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。		
理由		
経済社会の構造改革を推進するとともに地域活性化を図るために、内閣総理大臣が行う構造改革のため、内閣総理大臣が行う構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、職業能力開発短期大学校における高度職業訓練を修了した者の大学への編入学に係る学校教育法の特例措置及び国立大学法人の所有する土地等の貸付けをする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。		

始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

第五十八条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「次条第一項第七号」を「次条第一項第八号」に改める。

第六十三条第一項中「第八号」とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の規定によりキャリアコンサルティング（同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。）の機会を確保する事業主に対し、必要な援助を行うこと及び労働者に対しキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

第六十四条中〔平成二十三年法律第四十七条号〕を削る。

第六十六条第一項第一号中「当該求職者給付に要する費用の四分の一」を「次の又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該又は口に定める割合に改め、同号に次のように加える。

イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付を受けた受給資格者

の数の状況が、当該会計年度における求

職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一を次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付金以外の」に改め、「毎会計年度」の下に「国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。」を加え、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を、「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「（国庫が第一項第二号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。）を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条中「国庫は」の下に「次に掲げる区分によつて」を加え、「三分の一」を「一部」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

する費用の三分の一

二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況により雇用保険率が変更されている場合その他の政令で定める場合に限る。には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第六十二条第一項中「第十二条第三項」の下に「第一十条の二」を、「算定方法」の下に「第二十条の二」の事業を行える。

第七十九条の二中「第二十条第一項及び第二項」の下に「第二十一条の二」を加える。

附則第四条第一項、第五条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「及び第六十七条前段」

に改め、「とあるのは、」の下に「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則第十四条の二第一項中「次項」の下に「並びに附則第十四条の四第一項及び第二項を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の三 令和四年度から令和六年度までの各年度においては、第六十六条第一項（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び附則第十三条（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び附則第十四条（同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、国庫は、同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、国庫は、同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則第十三条第二項の規定にかかるらず、第六十六条第六項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号から第五号までを除く。）及びに附則第十三条第一項（第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。）及び第十四条の三第一項」とする。

第十四条の四 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用（同年度において特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会

計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第一項(第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る)及び前条第一項(第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る)に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七条の二の規定は、適用しない。

2 国庫は、令和四年度における雇用安定事業(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための実施する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第六十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めることにより算定した額について負担するものとする。

目次中「第五条の七」を「第五条の八」に、「第三章の三 労働者供給事業(第四十四条第一項)  
十七条」を「第三章の三 募集情報等提供事業(第四十五条第一項)  
(第四十三条の二 第四十三条の九)」に、「第三  
十四条 第四十七条」を「第三章の五」に、「第四十八条」を「第  
四十七条の三」に改める。

を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

第四条第九項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第四十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行う者をいう。

第四条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供」とは、

おいて「広告等」という。により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせらる恐れによつてはならぬ。

2 國庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

次で喝干する行為をやう。

この法律において「特定募集情報等提

労働者の募集に関する情報その他厚生労働省

一 労働者の募集を行う者等(労働者の募集を行う者、募集受託者)(第三十九条に規定する募集受託者をいう。第三号、第五条の三第一項、第五条の四第一項及び第二項並びに第五条の五第一項において同じ。)又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定め

は、労働者にならうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供をいう。

第五条第四号中「特定地方公共団体」の下に「及び募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体」を加える。

令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する

「募集情報等提供事業を行う者」を加える。  
第一章中第五条の七を第五条の八とし、第五条の六を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とする。

情報を提供するときは、厚生労働省令で定めることにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

二 業紹介事業者等に提供すること。

第五条の四第一項中「募集受託者」の下に、「特定募集情報等提供事業者」を加え、「募集に応じて」を削り、「必要な範囲内で」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条を第五条の五とし、

及び第五条の六第一項本文を第五条の六第一項本文及び第五条の七第一項本文に改める。

第二十九条第四項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

3 令和四年度における前条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三第一項」とあるのは、「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項とする。

労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。次号において同じ。)に提供する」と。

第五条の三の次に次の一条を加える。  
(求人等に関する情報の的確な表示)  
第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う。

附則第十五条中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

### 雇用保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書



官 報 (号 外)

募集情報等提供」を加え、「行つた者」を「行い、

第六十四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したとき。

第六十五条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条

第六号中「又は第四十条」を「第四十条又は第五号の規定によりて」と改め、同条四十三条の三に、「者」を「とき」に改め、同条

第十号中「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき。」に改め、同号を同条第十一号へ、同条第九号中「行つた者」を「行い」と

同条第ノ二行「行」を「行」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「募集」の下に「募集情報等提供」を加え、

「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同号を同条第九号とし、同

第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加え  
る。

七 第四十三条の二第一項の規定による届出をしないで、特定募集情報等提供事業を行

第六十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「置かなかつた者」を「置かず。」に、「作つたとき。

令和四年三月十七日 衆議院会議録第十二号

成した者を作成したとき。に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第九号とし、同号を同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号の次に次の二号を加える。

七 第四十三条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

八 第四十三条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

一 目次中「第十五条」を「第十四条の二」に改める。

第十条の三第一号中「の提供」を「を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて」に、「の確保」を「を確保すること」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業主は、前項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する場合は、キャリアコンサルタントを有効に活用するよう配慮するものとする。

第三章第二節中第十五条を第十四条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(協議会)

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関(以下この項において「関係機関」という。)は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果

八 第四十三条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

## 職業能力開発促進法の一部改正

の「第十五条」を「第十四条の二」に改める。

第十条の三第一号中「の提供、」を「を提供する」と、職業能力の開発及び向上の促進に係る各

に次の一項を加える。

2 事業主は、前項第一号の規定によりキヤリ  
アコンサルティングの機会を確保する場合に  
は、キヤリアコナレツクへ有効に活用す

第三章第二節中第十五条を第十四条の二とするように配慮するものとする。

し、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行ふ国及び都道府県の機関(以下この項において「関係機関」という。)は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果

的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

三 労働者団体

四 事業主団体

五 職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

六 学識経験者

七 その他関係機関が必要と認める者

2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十五条の二第一項第一号中「第十条の三第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改め、同

五 四 事業主団体  
五 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第十項に規定する職業紹介事

業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

## 七 その他関係機関が必要と認める者

に有用な情報を得る機会の確保のため、職業訓練の実施を緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及

び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティング

グの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行う

3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に従事するものとする。

議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはよろしくない。

4 はなしない  
前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

項第三号中「こと」の下に「(キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものと含む。)」を加える。

〔附則第十三条第一項〕を〔同条第一項第三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。〕同法第六十七条の規定による国庫の負担額、同法附則第十三条第一項に、「育児休業給付金」を「育児休業給付」に、「及び同条第三項」を「並びに同条第二項」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に、「附則第十三条第一項の規定」を「育児休業給付」に、「附則第十四条第一項の規定」を「介護休業給付金及び育児休業給付」と、並びに同条第二項とあるのは「同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」に改める。

附則第十一條第一項中「各年度」の下に「及び令和四年十月一日から令和五年三月三十日までの期間」を加え、同条に次の二項を加える。

4 前項の場合において、第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十三・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十五・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の八・五から千分の十六・五まで」と、同条第十項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十

(労働保険料に関する暫定措置)  
第十一條の二 第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる事業の事業主が当該事業について基づき令和四年四月一日から始まる保険年度に係る労働保険料の額を算定する場合にあつては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項		その保険年度に 令和四年度前期内の期間(令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間)(以下この号及び第十九条第一項第一号において「令和四年度前期」という。)に 第一項第一号において「令和四年度前期」という。に
第十六条	第一項第一号イカ らハまで	保険年度の中途 その保険年度の 同じ。)
前条第一項又は第二項 に規定する賃金総額の 見込額	前号	賃金総額) 第十二条の規定による 一般保険料に係る保険 料率(以下「一般保険料 率」という。)を乗じて 第十二条の規定による 一般保険料に係る保険 料率(第十七条第一項、第十九条第一項 第一号及び附則第五条において「令和四年度前期一 般保険料率」という。)を乗じて得た額と令和四年度 後期賃金総額(令和四年十月一日から令和五年三月 三十一日までの期間(以下この号及び第十九条第一 項第一号において「令和四年度後期」という。)に使用 する全ての労働者(令和四年度後期の中途に保険関 係が成立したものについては、当該保険関係が成立 した日から令和四年度後期の末日までに使用する全 ての労働者)に係る賃金総額をいう。次条において 同じ。)の見込額(厚生労働省令で定める場合にあつ ては、直前の保険年度に使用した全ての労働者に係 る賃金総額の二分の一に相当する額(その額に千円 未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て る。)に当該事業についての令和四年度後期の第十 二条の規定による一般保険料に係る保険料率(第十 七条第一項、第十九条第一項第一号及び附則第五条 において「令和四年度後期一般保険料率」という。)を 乗じて得た額とを合算して
期賃金総額の見込額を合算した額	附則第十二条の二の規定により読み替えられた前号	令和四年度前期賃金総額(令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間(以下この号及び第十九条第一項第一号において「令和四年度前期」という。)に 第一項第一号において「令和四年度前期」という。に



















## 官報(号外)

令和四年三月十七日 衆議院会議録第十二号

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

## 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一項を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く)が当該子について最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

## 一 子の出生の日から国会職員が出産した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しない国会職員を除く。)が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のもの及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された国会職員がその任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該国会職員が、その任期を更新され、又はその任期の満了後引き続いて本属長を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。)

第七条第一項中「この条において「を」「この項目及び第三項において「に」「にあつては」「を」「には」に改め、同項第一号中「任用の期間(以下この条及び第十九条において「及び」「と」という。)を削り、同条第三項中「にあつては」「を」「には」に改める。

この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由  
一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。